

官報

号外

平成二十一年四月二十七日

○第七十一回 衆議院會議録 第二十七号

平成二十一年四月二十七日(月曜日)

議事日程 第十八号

平成二十一年四月二十七日

午後一時開議

第一 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

一 国務大臣の演説

○本日の會議に付した案件

日程第一 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

与謝野財務大臣の財政についての演説

午後一時二分開議

○議長(河野洋平君) これより會議を開きます。

日程第一 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(河野洋平君) 日程第一、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。経済産業委員長東順治君。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔東順治君登壇〕

○東順治君 ただいま議題となりました法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、平成十七年の独占禁止法改正の施行後における見直しの結果、公正かつ自由な競争の促進を図る観点から、課徴金の適用対象として、排除型私的独占や、不当販売、優越的地位の濫用等の一定の不正な取引方法を追加するとともに、

課徴金減免制度の拡充、企業結合に係る届け出制度の見直しを行う等、必要な措置を講じようとするものであります。

本案は、去る四月九日本會議において趣旨説明及び質疑が行われ、同日本委員会に付託されました。

本委員会においては、四月十七日河村内閣官房長官から提案理由の説明を聴取した後、質疑に入り、参考人から意見を聴取するなど慎重な審査を重ね、四月二十四日質疑を終了いたしました。質疑終了後、討論を行い、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野洋平君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

国務大臣の演説

○議長(河野洋平君) 財務大臣から財政について発言を求められております。これを許します。財務大臣与謝野馨君。

〔国務大臣与謝野馨君登壇〕

○国務大臣(与謝野馨君) 今般、さきに決定されました経済危機対策を受けて、平成二十一年度補正予算を提出することになりました。その御審議をお願いするに当たり、補正予算の概要について

御説明いたします。

まず、最近の経済金融情勢と経済危機対策について申し上げます。

昨年夏以降の経済金融情勢の悪化に対し、政府は、財政措置十二兆円を含む総額七十五兆円規模となる累次の経済対策を取りまとめました。現在、平成二十一年度予算を速やかに執行し、景気回復を最優先課題として取り組んでいるところであります。

しかしながら、平成二十一年度予算を取りまとめた昨年末以降も、我が国の景気は急速な悪化が続いております。世界的な景気後退を背景に輸出や生産が大幅に減少するとともに、雇用情勢も急速に悪化しつつあります。また、企業の資金繰りなど金融環境も厳しい状況にあり、我が国は、まさに経済危機とも言える状況に置かれております。

他方、将来に目を転じますと、我が国は、少子高齢化への対応、低炭素社会の構築といった構造的な課題に直面しております。外需依存から内需主導による成長へと経済の体質転換を進めつつ、こうした課題にも適切に対応する必要があります。

また、現下の厳しい経済金融情勢の中、財政政策が成長や雇用の下支えにとつて重要であることは国際社会の共通の認識であり、四月二日の金融サミットにおいて、成長や雇用等を回復するため、必要な規模の継続した財政努力を行うこととされたところであります。

こうした経済金融情勢等を踏まえ、四月十日、政府は、経済危機対策を決定いたしました。本対策においては、第一に、景気の底割れを回避するため、雇用調整助成金を拡充するなど緊急雇用対策の強化を行うとともに、保証・貸付

枠の拡大など企業の資金繰り円滑化等について万全の措置を講じ、あわせて公共事業等の前倒し執行を行います。

第二に、中長期的な成長を図るため、三つの分野について、特に緊急に実施すべき施策を実行いたします。

まず、低炭素革命として、太陽光発電や環境対応車、グリーン家電の普及促進に取り組みます。また、健康長寿・子育てとして、地域医療の再生や介護機能の強化等に重点的に取り組むとともに、安心こども基金の拡充等により子育て支援の強化等を行います。あわせて、底力発揮・二十一世紀型インフラ整備として、農地の有効利用等により食料自給力の向上に取り組むとともに、国土ミッシングリンクの結合や港湾・空港インフラ等の整備により、地域間の連携や競争力を強化いたします。

第三に、国民の皆様様に安心と活力をもたらすため、防災・安全対策等に取り組みます。また、地方公共団体に対して、地域における公共投資を円滑に実施することができるよう地域活性化・公共投資臨時交付金を、地域の実情に応じたきめ細やかな事業を積極的に実施できるよう地域活性化・経済危機対策臨時交付金を、それぞれ交付いたします。

第四に、需要不足に対処する観点から、住宅取得のための時限的な贈与税の軽減など、税制上の措置を講じます。

本対策の取りまとめに当たっては、経済の下支えに必要な施策や将来の成長力を高める施策などを厳選いたしました。優先順位を明らかにして果敢な実施を図ることで、民需の自律的な回復を促すこととしております。

こうした取り組みを行う一方で、中期の財政責任を果たしていくことが必要です。このため、経

済情勢の急激な変化や累次の経済対策として実施される措置等を踏まえつつ、財政規律の維持や持続可能な社会保障の構築とその安定財源確保に向けた取り組みを着実に進めてまいります。

平成二十一年度補正予算(第一号、特第一号及び機第一号)の概要を御説明申し上げます。

次に、提出いたしました平成二十一年度補正予算の概要について御説明いたします。

まず、歳出面においては、経済危機対策関連として、雇用対策について一兆二千六百九十八億円、金融対策について二兆九千六百五十九億円、低炭素革命について一兆五千七百七十五億円、健康長寿・子育てについて二兆二百二十一億円、底力発揮・二十一世紀型インフラ整備について二兆五千七百七十五億円、地域活性化等について一兆九百八十一億円、安全・安心確保等について一兆七千八百九十九億円、地方公共団体への配慮について二兆三千七百九十億円、合計十四兆六千九百八十七億円を計上しております。あわせて、国債整理基金特別会計への繰り入れを計上する一方、経済緊急対応予備費の減額を行うこととしております。

他方、歳入面においては、財政投融资特別会計財政融資資金勘定から三兆一千億円を受け入れるなどにより、三兆一千六百六十六億円のその他の収入の増加を見込むほか、七兆三千三百二十億円の建設公債の発行を行うこととしております。

以上によつてなお不足する歳入については、やむを得ざる措置として三兆四千八百七十億円の特例公債の追加発行を行うこととしております。今回の措置により、平成二十一年度の公債発行額は四十四兆一千百三十億円となり、公債依存度は四三・〇％となります。

これらの結果、平成二十一年度の一般会計補正

後の予算の総額は、一般会計当初予算に対して歳入歳出とも十三兆九千二百五十六億円増加し、百二兆四千七百三十六億円となります。

以上の一般会計補正等に関連して、特別会計予算及び政府関係機関予算についても所要の補正を行うこととしております。

また、財政投融资計画については、本対策を実施するため、この補正予算において七兆八千四百二十三億円を追加することとしております。

なお、経済危機対策に関連して、租税特別措置法の一部を改正する法律案外一件を提出しております。あわせて、株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案外三件も提出されることと承知をしております。

以上、平成二十一年度補正予算の概要について御説明いたしました。

関連法案とともに御審議の上、速やかに御賛同いただきますようお願いを申し上げます。

以上です。(拍手)

○谷公一君 国務大臣の演説に対する質疑は延期し、明二十八日午後一時から本会議を開きこれを行うこととし、本日はこれにて散会されることを望みます。

○議長(河野洋平君) 谷公一君の動議に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。

よつて、動議のとおり決まりました。

本日は、これにて散会いたします。

午後一時十七分散会

出席国務大臣

内閣総理大臣	麻生 太郎君
総務大臣	鳩山 邦夫君
法務大臣	森 英介君
外務大臣	中曽根弘文君
財務大臣	与謝野 馨君
文部科学大臣	塩谷 立君
厚生労働大臣	舩添 要一君
農林水産大臣	石破 茂君
経済産業大臣	二階 俊博君
国土交通大臣	金子 一義君
環境大臣	齊藤 鉄夫君
防衛大臣	浜田 靖一君
国務大臣	甘利 明君
国務大臣	小淵 優子君
国務大臣	河村 建夫君
国務大臣	佐藤 勉君
国務大臣	野田 聖子君

○議長の報告

(通知書受領)

一、去る二十四日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

漁業災害補償法の一部を改正する法律

構造改革特別区域法及び競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部を改正する法律

社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律

厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律

消防法の一部を改正する法律

二

(報告書及び文書受領)

一、去る二十四日、内閣から次の報告書及び文書を受領した。

中小企業基本法第十一条第一項の規定に基づく

「平成二十年度中小企業の動向」に関する報告

中小企業基本法第十一条第二項の規定に基づく

「平成二十一年度中小企業施策」についての文書

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る二十三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

安全保障委員

辞任

長島 昭久君

赤嶺 政賢君

逢坂 誠二君

笠井 亮君

笠井 亮君

赤嶺 政賢君

赤嶺 政賢君

赤嶺 政賢君

赤嶺 政賢君

赤嶺 政賢君

赤嶺 政賢君

赤嶺 政賢君

赤嶺 政賢君

赤嶺 政賢君

赤嶺 政賢君

赤嶺 政賢君

赤嶺 政賢君

赤嶺 政賢君

赤嶺 政賢君

赤嶺 政賢君

赤嶺 政賢君

赤嶺 政賢君

赤嶺 政賢君

赤嶺 政賢君

赤嶺 政賢君

赤嶺 政賢君

補欠

逢坂 誠二君

笠井 亮君

長島 昭久君

赤嶺 政賢君

赤嶺 政賢君

赤嶺 政賢君

赤嶺 政賢君

赤嶺 政賢君

赤嶺 政賢君

赤嶺 政賢君

赤嶺 政賢君

赤嶺 政賢君

赤嶺 政賢君

赤嶺 政賢君

赤嶺 政賢君

赤嶺 政賢君

赤嶺 政賢君

赤嶺 政賢君

赤嶺 政賢君

赤嶺 政賢君

赤嶺 政賢君

赤嶺 政賢君

赤嶺 政賢君

赤嶺 政賢君

赤嶺 政賢君

赤嶺 政賢君

文部科学委員

辞任

飯島 夕雁君

藤村 修君

山口 壯君

階 猛君

松本 洋平君

神風 英男君

西村智奈美君

西村智奈美君

西村智奈美君

西村智奈美君

西村智奈美君

西村智奈美君

西村智奈美君

西村智奈美君

西村智奈美君

西村智奈美君

西村智奈美君

西村智奈美君

西村智奈美君

西村智奈美君

西村智奈美君

西村智奈美君

西村智奈美君

西村智奈美君

西村智奈美君

補欠

松本 洋平君

階 猛君

神風 英男君

西村智奈美君

西村智奈美君

西村智奈美君

西村智奈美君

西村智奈美君

西村智奈美君

西村智奈美君

西村智奈美君

西村智奈美君

西村智奈美君

西村智奈美君

西村智奈美君

西村智奈美君

西村智奈美君

西村智奈美君

西村智奈美君

西村智奈美君

西村智奈美君

西村智奈美君

西村智奈美君

西村智奈美君

西村智奈美君

西村智奈美君

海賊行為への対処並びに国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動等に関する特別委員

辞任

中森ふくよ君

松本 洋平君

大島 敦君

渡辺 周君

阿部 知子君

萩原 誠司君

菅野 哲雄君

西本 勝子君

小川 淳也君

村井 宗明君

渡辺 周君

大島 敦君

中森ふくよ君

阿部 知子君

松本 洋平君

菅野 哲雄君

西本 勝子君

小川 淳也君

村井 宗明君

渡辺 周君

大島 敦君

中森ふくよ君

阿部 知子君

松本 洋平君

菅野 哲雄君

西本 勝子君

小川 淳也君

村井 宗明君

渡辺 周君

大島 敦君

中森ふくよ君

阿部 知子君

松本 洋平君

菅野 哲雄君

補欠

西本 勝子君

萩原 誠司君

小川 淳也君

村井 宗明君

菅野 哲雄君

松本 洋平君

阿部 知子君

中森ふくよ君

大島 敦君

渡辺 周君

村井 宗明君

菅野 哲雄君

松本 洋平君

阿部 知子君

中森ふくよ君

大島 敦君

渡辺 周君

村井 宗明君

菅野 哲雄君

松本 洋平君

阿部 知子君

中森ふくよ君

大島 敦君

渡辺 周君

村井 宗明君

菅野 哲雄君

松本 洋平君

阿部 知子君

中森ふくよ君

大島 敦君

渡辺 周君

村井 宗明君

菅野 哲雄君

松本 洋平君

(議案提出)

一、去る二十四日、議員から提出した議案は次のとおりである。

日本年金機構法の一部を改正する法律案(葉梨

康弘君外三名提出)

(議案受領)

一、去る二十四日、参議院から受領した同院提出

案は次のとおりである。

国公立の高等学校における教育の実質的無償化

の推進及び私立の高等学校等における教育に係

る負担の軽減のための高等学校等就学支援金の

支給等に関する法律案

刑事訴訟法の一部を改正する法律案

租税特別措置の整理及び合理化を推進するため

の適用実態調査及び正当性の検証等に関する法

律案

一、去る二十四日、予備審査のため参議院から送

付された次の議案を受領した。

法人税法の一部を改正する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律案

(議案付託)

一、去る二十三日、委員会に付託された議案は次

のとおりである。

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和

条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入

国管理に関する特例法の一部を改正する等の法

律案(内閣提出第五一号) 法務委員会 付託

クラスター弾に関する条約の締結について承認

を求める件(条約第一〇号)

国及びその財産の裁判権からの免除に関する国

際連合条約の締結について承認を求めるの件

(条約第一二号)

強制失踪からのすべての者の保護に関する国際

条約の締結について承認を求めるの件(条約第

一二号)

以上三件 外務委員会 付託

著作権法の一部を改正する法律案(内閣提出第

五四号)

文部科学委員会 付託

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー

源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用

の促進に関する法律案(内閣提出第五五号)

石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関

する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出

第五六号)

以上二件 経済産業委員会 付託

一、去る二十四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

国公立の高等学校における教育の実質的無償化の推進及び私立の高等学校等における教育に係る負担の軽減のための高等学校等就学支援金の支給等に関する法律案(参議院提出、参法第七号) 文部科学委員会 付託

(議案送付)

一、去る二十三日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

株式会社地域力再生機構法案(第百六十九回国会内閣提出、本院継続審査)

金融商品取引法等の一部を改正する法律案

資金決済に関する法律案

海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律案

(議案通知書受領)

一、去る二十四日、参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案
厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律案
一、去る二十四日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

漁業災害補償法の一部を改正する法律案

構造改革特別区域法及び競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部を改正する法律案

消防法の一部を改正する法律案

(質問書提出)

一、去る二十三日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

外務省におけるワインの購入等に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)

北朝鮮による長距離弾道ミサイル発射をゴルフに例えた政府筋等の発言に関する第三回質問主意書(鈴木宗男君提出)

北方領土に居住するロシア人に対する外務省によるビザの発給に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

一、去る二十四日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

出入国カードの提出を巡り実施が危ぶまれていた平成二十一年度以降のビザなし交流に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

外務省についての各マスコミ報道に対する同省の対応に係る国民への説明等に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

死者を出す検察庁による非人道的な行為の是非に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)

一、去る二十四日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員鈴木宗男君提出拉致被害者家族が元北朝鮮工作員に宛てて書いた手紙を外務省が放置していた件に関する質問に対する答弁書
衆議院議員鈴木宗男君提出外務省についての各マスコミ報道に対する同省の対応に係る説明等に関する第三回質問に対する答弁書
衆議院議員鈴木宗男君提出外務省における各種手当の変遷に関する第三回質問に対する答弁書
衆議院議員辻元清美君提出ソマリア沖に派遣された自衛艦の情報開示に関する質問に対する答弁書

衆議院議員江田憲司君提出内閣人事局長に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出在ロシア日本国大使館において本来節約できたはずの月額約四百五十万円もの賃借料が二年に渡り支払われ続けられていた件に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出東京地方検察庁特別捜査部の取材対応のあり方等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出検察庁による刑事事件に係る情報のリークに関する質問に対する答弁書

衆議院議員滝実君提出自動車通勤者に対する通勤手当の所得税の非課税限度額に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出死者を出す検察庁による非人道的な行為の是非に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出いわゆる「国策捜査」に対する森英介法務大臣の見解に関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出北朝鮮による長距離弾道ミサイル発射に係る政府対応の信頼性を否定し、茶化した内閣官房副長官の言動に対する政府の対応に関する質問に対する答弁書

平成二十一年四月十四日提出
質問 第三〇七号
拉致被害者家族が元北朝鮮工作員に宛てて書いた手紙を外務省が放置していた件に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

拉致被害者家族が元北朝鮮工作員に宛てて書いた手紙を外務省が放置していた件に関する質問主意書

本年四月十四日付東京新聞の記事は、北朝鮮に

拉致された田口八重子さんの長男の飯塚耕一郎氏が、金賢姫元北朝鮮工作員宛てに面会を求めて書いた手紙(以下、「手紙」という。)が、五年近く外務省において放置されていたことがわかったと報じている。右記事(以下、「東京記事」という。)を踏まえ、質問する。

一 「東京記事」によると、外務省が「手紙」を最初に受け取ったのは二〇〇四年二月下旬であるとのことである。当時の齋木昭隆外務省アジア大洋州局審議官が「手紙」を預かり、韓国政府に渡したところ、同国政府は金元工作員には渡さず、同年四月に外務省に返還したとのことであるが、右は事実か。事実なら、①外務省が飯塚氏から「手紙」を受け取った日にち並びに当時の担当者の官職氏名、②当時の齋木審議官が韓国政府に「手紙」を渡した日にち並びに当時の韓国側担当者の官職氏名、③②の韓国側担当者より「手紙」が返された日にち並びにその際に「手紙」を受け取った当時の外務省職員の官職氏名の右三点につき、それぞれ明らかにされたい。

二 「東京記事」によると、飯塚氏と金元工作員が韓国釜山で面会した本年三月十一日、金元工作員が「手紙」を受け取っていないことを明らかにしたことで、「手紙」が外務省において保管されたままであったことがわかったとのことであるが、右は事実か。事実ならば、①「手紙」が保管されていた場所並びに「手紙」の保管を担当していた外務省の部署、②外務省として初めて「手紙」が保管されたままであることを知った日にちの右二点を明らかにされたい。

三 「東京記事」によると、本年三月十二日、外務省は内閣官房拉致問題対策本部を通じて「手紙」を飯塚氏に返却したとのことであるが、外務省として、「手紙」が韓国側より返された①の③の日にちの直後、なぜすぐに飯塚氏に「手紙」を返

却しなかつたのか、なぜ外務省においてその後五年も保管したままになつたのか、その理由を明らかにされたい。

四 二〇〇四年当時、韓国側に「手紙」を金元工作員に渡すことを拒否されたのはなぜか。

五 二〇〇四年当時、韓国側が「手紙」を金元工作員に渡すことを拒否する旨我が国側に伝えてきた際、政府、特に外務省としてどの様な対応をとつたのか説明されたい。韓国側に対して、「手紙」を金元工作員に渡すことを粘り強く要請したのか、それともあつさり引き下がつたのか、当時のやり取りを可能な範囲で明らかにされたい。

六 今回「手紙」が飯塚氏に返却されることなく、外務省において五年も放置されていたことが明らかになつたことに対する外務省の見解如何。

七 今回の「手紙」放置の件を受け、外務省として誰かに何らかの処分を下す考えはあるか。右質問する。

内閣衆質一七一第三〇七号

平成二十一年四月二十四日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出拉致被害者家族が元北朝鮮工作員に宛てて書いた手紙を外務省が放置していた件に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出拉致被害者家族が元北朝鮮工作員に宛てて書いた手紙を外務省が放置していた件に関する質問に対する答弁書

一、四及び五について

御指摘の「手紙」(以下単に「手紙」という。)に

ついては、平成十六年二月二十三日に齋木昭隆外務省アジア大洋州局審議官(当時)が飯塚家側から受け取つた後、同省から大韓民国日本国大使館を通じて大韓民国政府に対して渡すとともに、金賢姫氏への伝達を繰り返し要請したが、同国政府から同大使館に対し、同年四月二十七日、伝達を試みたが伝達することはできなかった旨の連絡があり、その後返却された。その他のお尋ねについては、外務省において保管されている文書からは明らかでなく、お答えすることは困難である。

二について

飯塚家と金賢姫氏との面会の実現に向けた作業の過程において、手紙に関する経緯を改めて確認していた際に、外務省アジア大洋州局北東アジア課(以下「北東アジア課」という。)に保管されていることが判明したものであり、お尋ねが外務省に保管されていることが判明したのは本年三月十一日かとの趣旨であれば、そのような事実はない。

三、六及び七について

当時の経緯の詳細については、外務省において保管されている文書からは明らかでなく、お答えすることは困難であるが、手紙については、北東アジア課と内閣官房拉致被害者・家族支援室(当時)との間で一定のやり取りがあり、一、四及び五についてお答えした、大韓民国政府から伝達することはできなかったとの連絡があつた旨は、北東アジア課から同室を通じて飯塚家側にも伝わっていたが、政府部内の意思疎通が不十分であつたため、飯塚家への返却が遅れたものである。この点については、本年三月十日に飯塚家に対し経緯を説明したことに加え、本年四月十四日、中曽根弘文外務大臣から

飯塚耕一郎氏に対しお詫びしている。また、同日、外務大臣から担当局長等に対して注意を行ったところであり、これに加え何らかの処分を行うことは考えていない。

平成二十一年四月十四日提出
質 問 第三〇八号

外務省についての各マスコミ報道に対する同省の対応に係る説明等に関する第三回質問主意書

提出者 鈴木 宗男

外務省についての各マスコミ報道に対する同省の対応に係る説明等に関する第三回質問主意書

これまで累次にわたり質問主意書で取り上げている、昨年十月二十一日発売の週刊朝日に、「麻生『外交』敗れたり」との見出しで掲載されているジャーナリストの上杉隆氏の論文(以下、「上杉論文」という。)の中に記述がある、①米国の対北朝鮮テロ指定解除に係る齋木昭隆アジア大洋州局長の発言、②中曽根弘文外務大臣に係る外務省幹部の発言のうちの②と、起訴休職外務事務官の佐藤優氏が、雑誌や著書でいわゆる「ルーブル委員会」と「白紙領収書」について指摘(以下、「佐藤氏の指摘」という。)していることにつき、外務省が右のどちらについても「確認がとれていない」と、その事実を明確に否定していない一方で、「上杉論文」における②には明確に抗議をし、「佐藤氏の指摘」には何の抗議もしないという、異なる対応をとっている。右につき「前回答弁書(内閣衆質一七一第二四九号)では、「抗議の有無については、それぞれの事案を検討の上、適切に判断すべき性質のものであることから、外務省としては、先の答弁

書(平成二十一年三月十日内閣衆質一七一第一六八号)の一、三及び四について等で累次にわたつてお答えしているところ、それぞれの事案を検討の上、適切に判断してきているところであり、こうした点については国民の理解は得られているものと考えている。」との答弁がなされている。右を踏まえ、再度質問する。

一 外務省は前文の答弁と同じ内容の答弁を繰り返しているが、当方が累次にわたり問うているのは、「上杉論文」における②と「佐藤氏の指摘」は外務省においてどちらも同様に「確認されていない」事柄であるのに、一方には抗議をし、もう一方は野放しにするという対応をとるといふ判断をなぜ同省が下したのか、またその様な判断を、同省が何をもちて適切な判断としているのかという点である。「上杉論文」における②と「佐藤氏の指摘」が、外務省においてどちらも同様に「確認されていない」事柄である以上、同省として右の事案両方について抗議を行う、またはどちらにも行わないという二つの対応のどちらかをとることが、国民にとって一番理解しやすい対応であると考え、右の点に対する同省の見解如何。

二 「上杉論文」における②と「佐藤氏の指摘」は、外務省においてどちらも同様に「確認されていない」事柄であるのに、前者には抗議をし、後者は野放しにするという対応をとることが、なぜ同省は適切な判断であると認識しているのか、その根拠を説明されたい。

三 外務省として、「佐藤氏の指摘」につき、現職の同省職員である佐藤氏に直接問いただすことをしていないが、右の点も、国民から見れば理解できないところではないのか。国民からすれば、広く社会に認められている書籍等におい

一 平成二十年度、二十一年度の在勤手当のうち
在勤基本手当を見ると、それぞれ前年度比プ
ラス十二・一%、マイナス一・一%という変遷を
見せているが、右両年度における在勤基本手当
の予算額をこの様にすることが決められた背景
には、前文の答弁にある「前年度からの為替、
物価変動及び生活水準等」にどのような変化が
あった結果であるのか。どのような変化があり、
平成二十年度に年間約五百二十万円、月額約四
十三万円、平成二十一年度には年間約四百九十
九万円、月額約四十二万円もの
在勤基本手当が、本俸とは全く別に支給されることが決めら

れたのか。それぞれ客観的な数値を挙げ、具体的に説明されたい。

二 平成二十年度、二十一年度の在勤手当のうち住居手当を見ると、それぞれ前年度比プラス五・五％、マイナスイ・三％という変遷を見せているが、右両年度における住居手当の予算額をこの様にすることが決められた背景には、前文の答弁にある「前年度からの為替、物価変動及び生活水準等」に、特に世界各国の地価や不動産の平均的な賃借料等、住宅費用に直接関わる経済指標にどのような変化があった結果であるのか。どのような変化があり、平成二十年度に年間約二百七十七万円、月額約二十三万円、平成二十一年度には年間約二百五十五万円、月額約二十一万円もの住居手当が、本俸とは全く別に支給されることが決められたのか。それぞれ客観的な数値を挙げ、具体的に説明されたい。

三 平成二十年度、二十一年度の在勤手当のうち配偶者手当を見ると、それぞれ前年度比プラス三・一％、マイナスイ・一％という変遷を見せているが、右両年度における配偶者手当の予算額をこの様にすることが決められた背景には、前文の答弁にある「前年度からの為替、物価変動及び生活水準等」にどのような変化があった結果であるのか。どのような変化があり、平成二十年度に年間約五十六万円、月額約四万七千円、平成二十一年度には年間約五十四万円、月額約四万五千円もの配偶者手当が、本俸とは全く別に支給されることが決められたのか。それぞれ客観的な数値を挙げ、具体的に説明されたい。

四 平成二十年度、二十一年度の在勤手当のうち子女教育手当を見ると、それぞれ前年度比プラス十四・六％、プラス五・三％と、一と二及び三で挙げた在勤手当を構成する他の諸手当と異

なり、二年度連続で予算額が上昇するという変遷を見せているが、右両年度における子女教育手当の予算額をこの様にすることが決められた背景には、前文の答弁にある「前年度からの為替、物価変動及び生活水準等」に、特に現地の日本人学校における費用や他の学校の授業料等、子女教育に直接関わる費用にどのような変化があった結果であるのか。どのような変化があり、平成二十年度に年間約二十一万円、月額約一万八千円、平成二十一年度にも同じく年間約二十一万円、月額約一万八千円もの子女教育手当が、本俸とは全く別に支給されることが決められたのか。それぞれ客観的な数値を挙げ、具体的に説明されたい。

五 一、二、三、四で挙げた諸手当は、在外公館に勤務する職員に対して本俸とは全く別個に支給されるものであるが、それが個々人の蓄財等に回されることなく、我が国の国益確保のための外交活動を行うに必要な諸経費として使用されているか。外務省の見解如何。

六 前文並びに一、二、三、四で触れた額の在勤手当が本俸とは全く別個に支給されている現状は、国民の理解を得られることであると外務省は認識しているか。

七 前文で触れた様に、国民の平均月給が下がり、多くの国民が不況による生活苦に喘いでいる中、前文並びに一、二、三、四で挙げた在勤手当のあり方に関しても、何らかの見直し、改善をし、少なくとも、例えばそれを渡しきりのものとするのではなく、必要経費分を支給し、余った部分は精算する等の措置をとる、または、それが本来の趣旨に反し、在外職員の個人的な蓄財等に回されていることがないかを定期的にチェックする体制を構築する等、国民

に対してより透明性を高める必要があると考え、外務省の見解如何。

右質問する。

内閣衆質一七第一三〇九号

平成二十一年四月二十四日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省における各種手当の変遷に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省における各種手当の変遷に関する第三回質問に対する答弁書

一について

各在外公館の所在地における為替、物価変動及び生活水準等の変化を一概にお答えすることは困難であるが、在勤基本手当の予算額は、平成二十年度については、百三十一か国中七十九か国において円安となったこと、これに加えて百三十一か国中百二十九か国において物価が上昇したこと、また在外職員の定員が増加したこと等から十二・一パーセントの増額となったものである。平成二十一年度については百三十四か国中百二十八か国において円高となったが、百三十四か国すべての国において物価が上昇し、また在外職員の定員が増加したこと等から一・一パーセントの減額になったものである。

二について

住居手当の予算額は、平成二十年度については為替の変動及び在外職員の定員の増加を反映して五・五パーセントの増額となったものであ

り、平成二十一年度については主として為替の変動を反映して五・三パーセントの減額となったものである。

三について

配偶者手当の予算額については、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号。以下「名称位置給与法」という。）第十三条に基づいて計算した所要の予算を計上したものである。

四について

子女教育手当の予算額については、名称位置給与法第十五条の二に基づき、各在外公館の所在地において在外職員の子女が適当な学校教育を受けるのに必要な経費を勘案の上、支給額を定めているものであり、これに基づいて所要の予算を計上したものである。

五から七までについて

外務省として、個々の職員の貯蓄等の状況について把握していないが、在勤手当は、名称位置給与法に基づき、在外職員が在外公館において勤務するのに必要な経費に充当するために支給される手当として、在外公館の所在地における物価、為替相場、生活水準等を勘案して、適正に定められているものと認識しており、現時点において制度の見直しが必要とは考えていない。

平成二十一年四月十四日提出
質問 第三一〇号

ソマリア沖に派遣された自衛艦の情報開示に関する質問主意書

提出者 辻元 清美

ソマリア沖に派遣された自衛艦の情報開示
に関する質問主意書

三月一四日、海上自衛隊の護衛艦「ささなみ」と「さみだれ」がソマリア沖に派遣された。それに伴い、防衛記者会に加盟する新聞・テレビ各社は本年二月以降、自衛隊側にソマリア沖での乗艦取材を求めてきたが、これに対し統合幕僚監部は三月一日、「乗員枠はいっぱいで、宿泊をとまなう乗船は認められない」と回答した。代替措置として四月下旬をめどに、報道陣を護衛艦に移送して二時間程度の取材を認めることを検討する、としている(読売新聞、二〇〇九年三月一四日)。

過去防衛省は、インド洋での洋上補給活動を行うイージス艦などの乗艦取材を認めている。さらに海上自衛隊のソマリア派遣については国民的関心が高く、また武器使用の是非が問われる事案が起きる可能性があることを鑑みれば、活動の透明性を確保し、「国民の知る権利」に応えることは政府としての責務と考える。また乗艦取材を制限する対応をしたことで、「何かを隠しているのではないか」というマイナスイメージをもたれてしまふことが危惧される」という識者の意見も広く紹介されている(読売新聞、二〇〇九年三月一四日)。情報公開の原則を定め、明らかにすることは政府の責務と考える。

従つて、以下、質問する。

- 一 宿泊を伴う乗艦取材について
1 防衛記者会に加盟する報道各社から、乗艦取材の申し入れがあったのは事実か。
- 2 申し入れに対し、「乗員枠はいっぱいで、宿泊をとまなう乗船は認められない」と回答したことは事実か。そうであれば、宿泊スペースの不足が乗艦取材拒否の理由であるという認識で間違いないか。
- 3 申し入れを拒否した理由が他にあれば明記

されたい。

4 両護衛艦の乗員枠は何人で、現在隊員は何人乗艦しているか。

5 両護衛艦に空き室がないのは事実か。

6 過去に、海外任務に従事する自衛隊艦船に対し、「宿泊施設の不足」を理由に乗艦取材を拒否したケースはあるか。

7 国民への説明責任を鑑み、報道各社が乗艦取材するための宿泊スペースを確保すべきと考えるが、防衛省では今後の宿泊を伴う乗艦取材の許可を検討しているか。していないのであれば、その根拠を示されたい。

二 一時的な乗艦取材について

1 防衛省は、宿泊施設を使用しない一時的な乗艦取材について、報道各社から申し入れを受けたことは事実か。

2 政府が検討するとしている「四月下旬をめどに、報道陣を護衛艦に移送して二時間程度の取材について、どのような検討がなされたか。検討結果を明らかにされたい。」

3 四月一四日現在、一時的な乗艦取材を受け入れていない理由は何か。受け入れるためにはどのような条件が必要と考えるか。

4 今後、報道各社による一時的な乗艦取材を受け入れる意思はあるか。

三 自衛隊の情報開示と説明主体について

1 防衛省は現在、ソマリア沖への海上自衛隊艦船派遣について、どのような情報開示を行っているか。

2 政府は、ソマリア沖への海上自衛隊艦船派遣について、現在行っている情報開示で十分活動の透明性が確保できるという認識か。そうであれば、今後乗艦取材は認めない、または不必要という考えか。そうでなければ、今

後どのような形で透明性を確保すべきと考えるか。

3 今回、逮捕権を持つ海上保安官が乗艦しているが、海賊や自衛隊員などに死傷者が出るなどの事件が起きた場合、どのようなやり方で情報公開・説明をするのか。その場合の説明主体は海上保安庁なのか、自衛隊なのか。それともそれ以外が主体となるのか。

4 そうした説明責任の原則について、政府はどのように定めているのか。すべて明らかにされたい。
右質問する。

内閣衆質一七一第三一〇号

平成二十一年四月二十四日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員辻元清美君提出ソマリア沖に派遣された自衛艦の情報開示に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員辻元清美君提出ソマリア沖に派遣された自衛艦の情報開示に関する質問に対する答弁書

一の1及び二の1について

今回のソマリア沖・アデン湾に派遣している海上自衛隊の部隊に関する取材については、防衛記者会の幹事社(以下「幹事社」という。)から防衛省に対し、現地での護衛艦への乗艦取材等の便宜が図られるよう要望が出されていたところである。

一の2、3、5及び7並びに二の2から4までについて

防衛省としては、宿泊を伴う乗艦取材につ

ては、今回のソマリア沖・アデン湾に派遣している護衛艦には、乗員以外の者を宿泊させるための十分な区画は無い旨、幹事社に対し回答したところであるが、一時的な乗艦取材については、取材の方法や海上の護衛艦に乗艦する方法などについて、防衛記者会の要望を踏まえ、便宜が図れるよう幹事社との間で調整しているところである。

一の4について

お尋ねの「乗員枠」については、そのような概念がないためお答えすることが困難であるが、今回のソマリア沖・アデン湾に派遣している護衛艦「ささなみ」及び「さみだれ」には、それぞれ約二百人が乗艦している。

一の6について

これまで海外に派遣された自衛艦については、御指摘の「宿泊施設の不足」を理由として乗艦取材を拒否したというような記録が残されておらず、そのようなことはなかったものと承知している。

三の1及び2について

防衛省においては、ソマリア沖・アデン湾における海賊対処に係る具体的な自衛隊の活動状況等について、防衛省ホームページで適宜公表するなどしており、引き続き十分な情報提供に努めてまいりたい。また、御指摘の「乗艦取材は認めない、または不必要という考え」は有していない。

三の3及び4について

御指摘のような仮定に基づくお尋ねについてお答えすることは差し控えたい。また、国民への情報提供については、個別の状況に応じて、適切に対応してまいりたい。

平成二十一年四月十五日提出
質問 第三 一一 一 号

内閣人事局長に関する再質問主意書

提出者 江田 憲司

内閣人事局長に関する再質問主意書

先に提出した、「内閣人事局長に関する質問主意書(以下「主意書」という。)」に対する答弁書(内閣衆質一七―第二七八号。以下「答弁書」という。)

には、多々答弁漏れがあり、極めて遺憾である。よって、以下、再質問する。答弁にあたっては、複数の質問を一括して答弁するのではなく、一つ一つ誠実に答えられたい。

一 質問主意書の答弁書作成における内閣法制局の役割如何。なぜ、全質問主意書の答弁書作成にあたり、政府部内で内閣法制局の審査、あるいは協議が必要とされているのか。また、法的な観点から審査する必要のないものまで法制局審査が行われる理由如何。

二 一の内閣法制局の役割を含め、政府部内での質問主意書の答弁書作成において、なぜ、以下の五及び六で再質問しなければならぬような答弁漏れが起こるのか。主意書「二及び三」、主意書「七」に対する答弁がなかったことについての説明を求める。なお、それでも答弁漏れなしと強弁する場合には、その理由を述べよ。

三 答弁書「一」については、「内閣人事局長については、内閣総理大臣及び内閣官房長官の下、内閣の重要政策に対応した適材適所の人事を実現するとともに、役職の新設に伴う国民負担の増大を避けるため、内閣総理大臣が内閣官房副長官の中から指名する者をもって充てることが適当であると判断したものである」とあるが、「役職の新設に伴う国民負担の増大を避

けるため」なら、なぜ、観光庁長官は専任で、内閣人事局長は兼務で足りるのか。政府として、観光庁の方が内閣人事局より重要だと考えているからか。明確にその違いを説明されたい。

四 現在、国会で審議中の法案における消費者庁は、その設立の暁には、「役職の新設に伴う国民負担の増大を避けるため」、その長官は兼務とするのか。専任とするなら、観光庁と同様、その違いを明確に説明されたい。

五 答弁書「二及び三」については、主意書「二及び三」に答えていない。答弁書は「時々の内閣総理大臣の判断により、三名の内閣官房副長官の中から適切な者が充てられることとなる」とされているが、主意書「二及び三」は麻生総理大臣の判断を問うている。この点で、河村官房長官が、三月二十四日の参議院内閣委員会での答弁で、内閣人事局長には事務の官房副長官をあてることが「麻生政権の方針」と明言していることから、事務の官房副長官をあてるということで良いか。再度、念のため確認する。それとも、当該国会答弁は撤回するのか。河村答弁の確認か、撤回か、明確に答えられたい。

六 答弁書「六及び七」については、主意書「七」に答えていない。よって再度問う。防衛省で、スタッフ職たる防衛参事官が、ライン職である内閣局長や官房長を兼ねている例がある。すなわち、防衛参事官の所掌事務は、「命を受けて、防衛省の所掌事務に関する基本的方針の策定について防衛大臣を補佐する」(防衛省設置法第七條第二項)とされ、「官房長及び局長は、防衛参事官をもつて充てる」(防衛省設置法第九條第二項)ことになっている。今回の国家公務員法改正案にも、「内閣人事局長は、国家戦略スタッ

フをもつて充てる」と規定すれば足りるのではなか。防衛参事官には兼務が認められ、国家戦略スタッフには国家公務員制度改革基本法の改正がないと兼務が認められない理由如何。その法的差異を明確に答えられたい。

右質問する。

内閣衆質一七―第三一一号

平成二十一年四月二十四日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員江田憲司君提出内閣人事局長に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員江田憲司君提出内閣人事局長に関する再質問に対する答弁書

一について

内閣法制局は、内閣法制局設置法(昭和二十七年法律第二百五十二号)に基づき閣議に附される法律案、政令案及び条約案を審査し、これに意見を附し、及び所要の修正を加えて、内閣に上申すること、「法律問題に関し内閣並びに内閣総理大臣及び各省大臣に対し意見を述べること」等を所掌事務として内閣に置かれている機関であることから、質問主意書に対する内閣の答弁書の案文については、作成を担当する部局が内閣法制局に説明し、内閣法制局がこれに法律の見地からの検討を加え、その結果に応じ必要な意見を述べているところである。

二、五及び六について

衆議院議員江田憲司君提出内閣人事局長に関する質問に対する答弁書(平成二十一年四月十四日内閣衆質一七―第二七八号。以下「先の答弁書」という。二及び三について)で答えした

とおり、内閣人事局長に三名の内閣官房副長官の中からどの者を充てるかについては、時々の内閣総理大臣が適切に判断すべきであるというのが、麻生内閣総理大臣の基本的な方針である。特定の内閣官房副長官を充てることについて、内閣としての正式な意思決定はしていない。

また、先の答弁書六及び七についてで答えしたとおり、国家戦略スタッフを内閣人事局長に充てるとすることは、必ずしも国家公務員制度改革基本法平成二十年法律第六十八号)が想定しているものとは考えられず、したがって、そのためには、同法の改正が必要となるのではないかと考えられるが、防衛参事官を官房長及び局長に充てることについては、これらの職がそもそも国家公務員制度改革基本法のようないわゆる基本法に従って設置されたものではなく、基本法の改正といった問題がなかったものである。

三及び四について

先の答弁書一についてで答えしたとおり、内閣人事局長については、内閣総理大臣が内閣官房副長官の中から指名する者をもって充てることとしたのは、「役職の新設に伴う国民負担の増大を避ける」ためのみならず、「内閣の重要政策に対応した適材適所の人事を実現する」ためである。すなわち、「内閣の重要政策に対応した適材適所の人事を実現する」ためには、内閣人事局長は、内閣の重要政策と幹部職員の人事の両面を同時かつ総合的に把握していることが望ましいことから、内閣の重要政策に携わる内閣官房副長官を内閣人事局長に充てることとしたものである。

これに対して、観光庁長官及び消費者庁長官

については、その所掌事務を遂行する上で、他の職にある者を充てる積極的な理由がないことから、これをいわゆる充て職とはしていないところである。

平成二十一年四月十五日提出
質 問 第三一 二 号

在ロシア日本国大使館において本来節約できたはずの月額約四百五十七万円もの賃借料が二年に渡り支払われ続けていた件に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

在ロシア日本国大使館において本来節約できたはずの月額約四百五十七万円もの賃借料が二年に渡り支払われ続けていた件に関する質問主意書

「政府答弁書」(内閣衆質一七一第二七五号)を踏まえ、質問する。

一 在ロシア日本国大使館(以下、「大使館」という。)の新建物への移転が二〇〇七年三月三十日に完了している一方で、「大使館」の旧建物と大使公邸については、その後も外務省とロシア連邦政府との間で協議が続けられ、更にその一部が現在車庫や倉庫、洗車場等として使われている「大使館」の旧建物と大使公邸につき、月額約八百三十六万円もの賃借料が支払われていたが、その「大使館」に関し、今般、ロシア側に対し大使公邸を除く旧建物を返却することで合意がなされたことと承知する。先の質問主意書で、右の合意はいつなされたのかと問うたところ、「政府答弁書」では「在ロシア日本国大使館(以下「大使館」という。)の旧事務所の大半を返却することにつき先方と合意し、平成二十一年四月一日、大使公邸及び旧事務所の一部建物を引き続

き賃借する契約を締結した。」との答弁がなされているが、当方が問うているのは、契約がなされた日にちではなく、ロシア側との合意がなされた日にちである。右答弁にある、「大使館」の旧建物の大半を返却することについてロシア側と合意がなされた日にちはいつか、再度質問する。

二 「政府答弁書」では「大使館の事務所の移転以前から、先方と頻りに協議を行い、様々な検討を行ってきたが、先方は、大使公邸及び旧事務所の建物は一体のものとして扱われてきているとして、分割につき否定的であり、他に大使公邸用の物件を見つけることができなかったため、これまでの形で賃借してきた」との答弁がなされているが、右にある協議(以下、「協議」という。)はこれまでどこでなされてきたのか説明されたい。

三 「協議」の内容を記録した文書は作成されているか。

四 「協議」についての公電はこれまで外務本省に送られているか。

五 外務省における「協議」の担当部署並びに担当責任者の官職氏名を明らかにされたい。

六 「協議」が始められたのはいつか。その一回目の日にちを明らかにされたい。

七 「協議」が終了したのはいつか。その最終日の日にちを明らかにされたい。

八 先の質問主意書で、そもそも「協議」を行うこととなった理由は何か、「大使館」の新建物への移転が決まった時点で、旧建物と一体化した大使公邸ではなく、新たな公邸を探すべきではなかったのかと問うたところ、外務省は二の答弁をしている。「協議」を行うこととなった理由について、外務省は二の答弁にある様に、①ロシ

ア側が「大使館」の旧建物と大使公邸の建物は一体のものであるとして、分割に否定的であった、②他に大使公邸用の物件を見つけることができなかった―の二点を挙げている。②について、外務省が「大使館」の移転に伴い、新たな大使公邸用の物件を探し始めたのはいつか、その具体的時期を明らかにされたい。

九 外務省において、八の大使公邸用の物件探しを担当した部署並びに担当責任者の官職氏名を明らかにされたい。

十 外務省が八の大使公邸用の物件探しを諦め、「大使館」の旧建物と一体となつていく従来の公邸を引き続き使用することを決めたのはいつか、その具体的日にちを明らかにされたい。

十一 「大使館」の新建物を建てる際、旧建物同様、そこに大使公邸を一体化することの検討はなされたか。

十二 「政府答弁書」では「お尋ねの賃借料は邦貨換算で月額約三百七十九万円であり、これまでの賃借料との差額は月額約四百五十七万円である。」との答弁がなされ、一の合意及び契約が交わされてから、従来支払い続けてきたものより約四百五十七万円も安い額の賃借料を支払うことが明らかにされている。そもそも「大使館」の新建物を建てる際、旧建物同様、最初からそこに大使公邸を一体化して建築しておけば、右答弁にある費用を支払う必要はなかったと考えるが、外務省の見解如何。

十三 八の①については、二年の歳月を要したとは言え、「協議」の結果、今般分割して賃借することが決められた。右は、「大使館」の旧建物と大使公邸を分割して賃借することが可能であったことを示すものであり、それにもかかわらず二年にも渡り月額約四百五十七万円、年間

約五千四百八十四万円、二年間で約一億九百六十八万円もの国民の税金を支払い続けたことは、外務省の不作為による無駄遣い以外の何物でもないと考えますが、それでも外務省が「政府答弁書」で「無駄」との御指摘は当たらないものと考えます。」とする根拠は何か。

十四 背任行為の定義について、「政府答弁書」では「他人のためにその事務を処理する者が、自己若しくは第三者の利益を図り又は本人に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、本人に財産上の損害を加えたときは、刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四十七条の背任罪が成立し得る。」との答弁がなされている。外務省は日本国家、日本国民のために外交並びにそれに関する職務を遂行していることに鑑み、今回の「大使館」の旧建物並びに大使公邸に係る問題に関して、然るべき対応を事前にとつておけば、少なくとも十三で触れた金額を二年に渡り支払うことは避けられたのにもかかわらず、一億円を超える税金を支払い続け、日本国家、日本国民に財産上の損害を加えたという意味で、右の外務省の行為は背任行為に該当すると考えるが、外務省の見解如何。右質問する。

内閣衆質一七一第三一二号

平成二十一年四月二十四日

衆議院議長 河野 洋平殿
内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議員鈴木宗男君提出在ロシア日本国大使館において本来節約できたはずの月額約四百五十七万円もの賃借料が二年に渡り支払われ続けていた件に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出在ロシア日本国大使館において本来節約できたはずの月額約四百五十七万円の賃借料が二年に渡り支払われ続けていた件に関する質問に対する答弁書

一から十までについて

お尋ねについては、モスクワにおいて在ロシア日本国大使館(以下「大使館」という。)が大使館の事務所の移転の四年前には先方と協議を開始し、これまで鋭意協議を行ってきた。また、大使館は先方と協議を開始する前から市場において物件を探しており、これまで協議と並行して物件を探してきたものである。協議の内容等は、随時、外務省大臣官房に公電等で報告がなされてきており、御指摘の契約を締結した日の前日である平成二十一年三月三十一日に合意したものである。

十一について

先の答弁書(平成十八年十二月十九日内閣衆質一六五第二三四号)七について等でお答えしたとおり、御指摘の「新建物」は、大使館の事務所としての機能のみを持たせるということで建設されたこと等から、「新建物」の中に大使公邸を建設する計画はなかった。

十二及び十三について

先の答弁書(平成二十一年四月十四日内閣衆質一七一第二七五号)五から八まで、十一及び十二についてでお答えしたとおり、大使館の事務所の移転以前から、先方と頻繁に協議を行い、様々な検討を行ってきたが、先方は、大使公邸及び旧事務所の建物は一体のものとして扱われてきているとして、分割につき否定的であり、他に大使公邸用の物件を見つけることがで

きなかったため、これまでの形で賃貸借してきたが、今般、旧事務所の大半を返却することで合意に達したものであり、「無駄遣い」との御指摘は当たらないと考える。

十四について

犯罪の成否は、捜査機関が収集した証拠に基づき個々に判断すべきものであるので、答弁は差し控えたい。

平成二十一年四月十五日提出
質問 第三一三三号

東京地方検察庁特別捜査部の取材対応のあり方等に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

東京地方検察庁特別捜査部の取材対応のあり方等に関する質問主意書

「政府答弁書」(内閣衆質一七一第二八〇号)を踏まえ、質問する。

一 前回質問主意書で、一般に、新聞やテレビ等の記者はじめ各報道機関(以下、「マスコミ」という。)が東京地方検察庁特別捜査部(以下、「東京地検特捜部」という。)に対して、ある刑事事件に関し、例えば逮捕された容疑者が自身にかけられた容疑についてどの様な供述をしているか、またその供述の結果、何らかの新たな容疑が見つかったか、更には別の人物が容疑者として浮上したか等、ある刑事事件の捜査がどの様に推移しているかに関する情報について問ひ合わせるべく取材を行う際、どの様な手続きを踏むことが求められるのか、本年三月三日、民主党小沢一郎代表が政治資金規正法に違反する形で西松建設より献金を受けていたとして、小沢代表の資金管理団体の会計責任者である公設第

一 秘書が逮捕されたが、右の事件(以下、「西松事件」という。)に関し、「マスコミ」が「東京地検特捜部」に対して右で述べた様な取材を行う際、どの様な手続きを踏むことが求められるのか、更には一般に、「東京地検特捜部」の部長並びに副部長が、「マスコミ」から右の様な取材を受ける際、予めそれを受ける時間と場所、回数を決めているか、「東京地検特捜部」として、ある刑事事件の捜査に現場で当たっている検察官や検察事務官に対して、「マスコミ」が右の様な取材を行うことを禁止しているか、禁止しているならば、それに違反した「マスコミ」に対して、「東京地検特捜部」への出入りを禁ずるということを行っているかと問うたところ、「政府答弁書」では「検察当局においては、従来から、捜査上の秘密の保持について格別の配慮を払ってきたものであり、捜査情報や捜査方針を外部に漏らすことはないものと考えており、お尋ねについて、お答えすることは困難である。」との答弁がなされている。当方は、捜査上の秘密の保持等については一切問うておらず、「東京地検特捜部」が「マスコミ」の取材に対してどの様に対応をしているかを問うているのである。それにも関わらず、なぜ右の様な、質問内容と関係のない答弁がなされるのか説明されたい。

二 一般に、「東京地検特捜部」の部長並びに副部長が、「マスコミ」から一で述べた様な取材を受ける際、予めそれを受ける時間と場所を決めているか。あくまで一般論として答弁されたい。

三 一般に、「東京地検特捜部」の部長並びに副部長が、「マスコミ」から一で述べた様な取材を受ける際、例えば一日三回までと、その回数に制限を設けることはあるか。あくまで一般論として答弁されたい。

四 一般に、「東京地検特捜部」として、ある刑事事件の捜査に現場で当たっている検察官や検察事務官に対して、「マスコミ」が一で述べた様な取材を行うことを禁止しているか。禁止しているならば、それに違反した「マスコミ」に対して、「東京地検特捜部」への出入りを禁ずるということを行っているか。あくまで一般論として答弁されたい。

五 先の質問主意書で、本年三月十七日、司法記者クラブより「東京地検特捜部」に対し、「西松事件」についてテレビカメラも入れた記者会見を開く様、申し入れがなされたが、「東京地検特捜部」がそれを拒否していることにつき、「東京地検特捜部」においてどの様な検討がなされた結果、その様な判断がなされたのかと問うたところ、「政府答弁書」では「検察当局においては、記者会見の方法について決まったものがあるわけではなく、適時適切に判断しているものと承知している。」との答弁がなされている。では、「マスコミ」により「西松事件」についてテレビカメラも入れた記者会見を開く様なされた申し入れを、「東京地検特捜部」として断るという対応をとったことが、何をもって適切な判断であると言えるのか、「東京地検特捜部」の見解を明確に述べられたい。

六 先の質問主意書で、本年三月末、産経新聞とFNNが共同で行った世論調査により、「西松事件」に関し、「検察側の捜査は政治的に公平に行われたと思うか」との質問に対し、「思う」が四十・七%、「思わない」が四十六・一%と、「西松事件」に対する「東京地検特捜部」の対応に不信感を抱いている国民が、不信感を抱いていない国民よりも多いことが明らかにされていることにつき、「東京地検特捜部」の見解を問うた

ところ、「政府答弁書」では「個々の報道について、政府として、答弁することは差し控えるが、一般論として申し上げれば、検察当局は、常に法と証拠に基づき、厳正公平・不偏不党を旨として、適切に事件を処理しているものと承知している。」との答弁がなされている。しかし、右の世論調査の結果が示すとおり、「西松事件」に対する検察側の捜査については、それが法と証拠に基づき、厳正公平・不偏不党を旨として、適切に処理がなされているとは考えない国民が多いのが現実である。右の事実は、「西松事件」に関する国民への説明が不十分であることの証左に他ならないと考えるが、「東京地検特捜部」の見解を再度問う。

二から四までについて
検察当局においては、従来から、捜査上の秘密の保持について格別の配慮を払ってきたものであり、捜査情報や捜査方針を外部に漏らすこととはないものと考えていることから、お尋ねについてお答えすることは困難である。

五について
検察の活動内容は、基本的には、公開の法廷における主張や立証を通じて公にされるべきものであり、検察当局において、起訴した場合に記者会見を行うことがあるのは、検察当局の活動を国民に正しく理解していただくため、あるいは社会に無用の誤解を与えないようにするために、公訴事実の概要等を説明するものに過ぎず、その限りの会見を行う際に、テレビカメラを入れなかったとしても、その対応に問題があるとは考えていない。

内閣衆質一七一第三一三号
平成二十一年四月二十四日
内閣総理大臣 麻生 太郎
衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員鈴木宗男君提出東京地方検察庁特別捜査部の取材対応のあり方等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出東京地方検察庁特別捜査部の取材対応のあり方等に関する質問に対する答弁書

一について

検察当局においては、従来から、捜査上の秘密の保持について格別の配慮を払ってきたものであり、捜査情報や捜査方針を外部に漏らすこととはないものと考えていることから、先の答弁書（平成二十一年四月十四日内閣衆質一七一第二八〇号）一から六までについてのとおりの答え

六について
刑事事件に関する検察の職責は、事案の真相を明らかにし、刑罰法令を適正かつ迅速に適用実現することであり、基本的には、公開の法廷における主張や立証を通じて、検察の捜査活動の内容が公にされるものと考えている。

平成二十一年四月十五日提出
質問 第三一四号

検察庁による刑事事件に係る情報のリークに関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

検察庁による刑事事件に係る情報のリークに関する質問主意書

検察庁による情報のリーク（以下、「リーク」と

いう。）について、例えば逮捕された容疑者が自身にかけられた容疑についてどの様な供述をしているか、またその供述の結果、何らかの新たな容疑が見つかったか、更には別の人物が容疑者として浮上したか等、ある刑事事件の捜査がどの様に推移しているかに関する情報（以下、「情報」という。）を検察庁が新聞社等の各報道機関（以下、「マスコミ」という。）に流すことと定義する。右「政府答弁書」（内閣衆質一七一第二八一号）を踏まえ、質問する。

一 先の質問主意書で、一般に「マスコミ」は、「情報」を知ることとは不可能であり、「リーク」によつて初めてそれを知り得るのではないか、また例えば本年三月三日に、民主党小沢一郎代表が政治資金規正法に違反する形で西松建設より献金を受けていたとして、小沢代表の資金管理団体の会計責任者である公設第一秘書が逮捕された事件については、同月十二日、かつて小沢氏の秘書として経理を担当していた石川知裕衆議院議員が参考人として東京地方検察庁より聴取を受ける以前に、同氏が聴取を受ける旨の報道が「マスコミ」よりなされ、同月三日に小沢代表の事務所が自宅捜査を受け、公設第一秘書が逮捕される以前に、「マスコミ」がその旨報じ、実際に小沢代表の事務所へ検察官が入るところをテレビカメラが撮影していたが、検察庁として、捜査情報を外部に漏らすこととはないのならば、なぜ「マスコミ」は右の情報を報道し、かつテレビカメラ等が事前に待ちかまえることができたのかと問うたところ、「政府答弁書」では「社会の耳目をひく事案等については、報道機関各社が、関係各方面に広くかつ深く独自の取材活動を行っているものと思われるが、検察当局においては、従来から、捜査上の秘密の保持

について格別の配慮を払ってきたものであり、捜査情報や捜査方針を外部に漏らすこととはないものと考えている。」との答弁がなされている。右答弁にある「関係各方面」とはどの様なものか、検察庁の見解を示されたい。

二一の「関係各方面」に、一の答弁にある検察当局は含まれるか。検察庁の見解如何。

三 本年三月三日、小沢代表の事務所へ東京地検特捜部の検察官が自宅捜査に入ること並びに、同月十二日、石川衆議院議員が参考人として聴取を受けることに関する情報が検察庁より漏れたということは一切ないか。明確な答弁を求める。右質問する。

内閣衆質一七一第三一四号
平成二十一年四月二十四日
内閣総理大臣 麻生 太郎
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出検察庁による刑事事件に係る情報のリークに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出検察庁による刑事事件に係る情報のリークに関する質問に対する答弁書

一について

報道機関各社が独自の取材活動を行う「関係各方面」とは、個々の事件に応じて様々であると考えられることから、一概にお答えすることは困難である。

二について

先の答弁書（平成二十一年四月十四日内閣衆質一七一第二八一号）一から三までについてで

述べた「関係各方面」は、検察当局を含む趣旨ではない。

なお、検察当局においては、検察の活動を国民に正しく理解していただくため、あるいは、社会に無用の誤解を与えないようにするために、個別の事案に応じて、逮捕・起訴したことや、被疑事実・公訴事実の概要等について次席検事等の幹部検察官が記者発表したり記者会見したりすることがあるものと承知している。

三について
お尋ねは、個別具体的な事件における捜査機関の活動内容にかかわる事柄であり、答弁を差し控えるが、一般論として申し上げれば、これまで累次にわたって答弁しているとおり、検察当局においては、従来から、捜査上の秘密の保持について格別の配慮を払ってきたものであり、捜査情報や捜査方針を外部に漏らすことはないものと考えている。

平成二十一年四月十六日提出
質問 第三一五号
自動車通勤者に対する通勤手当の所得税の非課税限度額に関する再質問主意書

提出者 滝 実

自動車通勤者に対する通勤手当の所得税の非課税限度額に関する再質問主意書

「自動車通勤者に対する通勤手当の所得税の非課税限度額に関する質問主意書」に対する答弁書（内閣衆質一七一第二七四号）によれば、通勤手当の所得税の非課税限度額は、民間企業の実態調査に基づいて人事院が定めた国家公務員の通勤手当を基準としていることであるが、平成二十年に人事院は通勤手当以外の手当の改善を優先させ

るために通勤手当の調査をしなかったことが窺われる。毎年、人事院が何に重点を置いて処遇を改善するのかは職員団体等の意見を聞いて行われているところであり、その結果が、人事院に対して意見を言えない民間の給与問題に影響を与えるようなことは当を得ないと言わざるを得ない。そこで再質問する。

一 通勤手当は実費弁償であるからガソリンの価格が高騰すれば民間企業は通勤手当を引き上げるのが当然である。ところが、民間企業の通勤手当がガソリン価格の高騰により引き上げられているにもかかわらず、公務員側の事情により平成二十年は通勤手当以外の手当を引き上げるのを優先させるために人事院は通勤手当の引き上げを見送った。

このような事情を背景にして国税庁の考え方を推察すると、公務員の通勤手当の引き上げを見送ったのであるから民間企業が通勤手当の引き上げを見送るのが当然であるとする姿勢が浮かび上がってくる。

しかし、公務員側の事情を関知しない民間側が公務員側に逆らって引き上げたら課税するといふのは、公務員側の処遇改善事情を民間に押し付けるものであって、そのような不当なことを所得税法施行令で委任しているはずがないと考えるがどうか。

二 通勤手当は交通機関利用を選択する場合と自動車使用を選択する場合とに区分され、多くの場合は交通機関利用を選択する場合の方が通勤手当の額が高くなる。したがって、低い額の自動車使用を選択した場合に公務員の場合との差額を課税されるようなことになれば、通勤者は手当の額が高く、かつ、非課税である交通機関利用を選択するようになる。このような事態に

なれば源泉徴収そのものを問題にしなければならなくなるのをどう考えているのか。

内閣衆質一七一第三一五号
平成二十一年四月二十四日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員滝実君提出自動車通勤者に対する通勤手当の所得税の非課税限度額に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員滝実君提出自動車通勤者に対する通勤手当の所得税の非課税限度額に関する再質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの自動車通勤者に対する通勤手当の所得税の非課税限度額については、先の答弁書（平成二十一年四月十四日内閣衆質一七一第二七四号）一から四までについてお答えしたとおり、民間の通勤手当の支給状況等を勘案して決定される国家公務員の通勤手当の支給限度額が通勤距離に応じて定められていることを踏まえ、これを参考にして所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）において客観的な基準を定めているところであり、このような現行制度の考え方は、合理的なものであると考えている。

なお、通勤のため自動車等を使用することを常例とする国家公務員に係る通勤手当の額は、民間の通勤手当の支給状況等を基本としつつ、ガソリン代やJR運賃の動向等を総合的に考慮しながら決定してきており、平成二十年度については、民間の通勤手当と現行の国家公務員の

通勤手当との間に改定を要するほどの乖離がなかったこと等を考慮し、手当額の改定は行わなかったところである。

平成二十一年四月十六日提出
質問 第三一六号

死者を出す検察庁による非人道的な行為の是非に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

死者を出す検察庁による非人道的な行為の是非に関する質問主意書

一 一般に検察庁が、ガン等の重大疾病を患い、術後の経過が思わしくない等、健康状態が優れない人物に対して、参考人等として事情聴取を要請する、または容疑者として逮捕する際、通常の健康状態にある人物に対する時と比較し、当該人物の健康状態について何らかの配慮、考慮がなされ、異なる対応がとられることはあるか。

二 過去に検察庁として、ある事案に対して容疑が持たれているものの、ガン等の重大疾病を患い、術後の経過が思わしくない等、健康状態が優れない人物に対して、その人物の入院先にまで押しかけて取り調べを行う、また退院後、継続的な専門治療を必要とする中、逮捕、勾留する等の、当該人物の健康状態をほとんどまたは全く考慮しない対応をとったことで、当該人物が死亡したという事例はないか。

三 二〇〇二年六月十九日、当方はあっせん収賄や政治資金規正法違反等の容疑で東京地方検察庁特別捜査部に逮捕された。当方の逮捕に伴い、当方の資金管理団体の事務責任者であった佐藤玲子氏（故人）も、東京地検特捜部により同

年七月二十三日に逮捕されたと承知するが、確認を求める。

四 当時佐藤氏は、数年前に発病した乳ガンに加え、子宮ガンが見つかったため、当時の東京通信病院に入院し、退院した直後であったが、東京地検特捜部は右の佐藤氏の健康状態を承知していたか。

五 当時佐藤氏は、子宮全摘出手術を受けた結果、放射線治療を継続的に受けることを必要としていたが、東京地検特捜部は右の事情を承知していたか。

六 東京地検特捜部が、佐藤氏の入院先にまで訪れ、取り調べをしたのはなぜか。

七 当方の資金管理団体の最終責任者は当方であり、当方が逮捕、勾留されている以上、特に重病を患っていた佐藤氏を逮捕し、長期間勾留をする必要はなかったと思料するが、検察庁の見解如何。

八 佐藤氏は二〇〇二年八月十三日に釈放され、翌年九月二十日、この世を去ったが、右は勾留期間中、放射線治療を受けられず、健康状態を悪化させたことが大きな原因であると考える。検察庁の見解如何。

九 検察庁として、どのような意図の下、佐藤氏の事例の様に、逃亡の恐れがなく、更には家宅捜査を何度も受け、罪証隠滅の恐れもない重病患者を逮捕、勾留し、死に至らしめるということをしたのか、その真意を説明されたい。

十 佐藤氏は一介の事務所職員であり、逮捕しても起訴できないことは明白であり、事実、検察庁として佐藤氏を起訴するには至らなかった。同庁が佐藤氏を逮捕、勾留したのは、健康状態の優れない人物を追いつめることにより、自分達にとって都合の良い調書をつくるために他な

らなかったと考える。このような検察庁の行為は、本年一月九日に閣議決定された政府答弁書（内閣衆質一七〇第三六七号）で「一般に、人道という言葉は、必ずしも一定の意味で用いられているわけではないが、例えば、『人のふみ行ふべき道。人の人たる道。人倫。（出典 広辞苑』とされている。』と定義されている人道に悖る対応であり、検察庁として、死者を出すまでの取り調べ、逮捕、勾留はすべきではないと考えるが、森英介法務大臣の見解如何。右質問する。

内閣衆質一七一第三一六号
平成二十一年四月二十四日
内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員鈴木宗男君提出死者を出す検察庁による非人道的な行為の是非に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

（別紙）
衆議院議員鈴木宗男君提出死者を出す検察庁による非人道的な行為の是非に関する質問に対する答弁書

一 について
「通常の健康状態にある人物に対する時と比較し」及び「異なる対応がとられること」の意義が必ずしも明らかでないもので、お答えすることは困難であるが、一般的に、検察当局においては、被疑者や参考人の健康状態に十分配慮しつつ、捜査を行っているものと承知している。

二 について
「ある事案に対して容疑が持たれているものの、ガン等の重大疾病を患い、術後の経過が思わしくない等、健康状態が優れない人物に対し

て、その人物の入院先にまで押しかけて取り調べを行う、また退院後、継続的な専門治療を必要とする中、逮捕、勾留する等の、当該人物の健康状態をほとんどまたは全く考慮しない対応をとったことで、当該人物が死亡した」の意義が必ずしも明らかでないもので、お答えすることは困難である。

三から七まで及び十について
お尋ねについては、個別具体的な事件における捜査機関の活動内容にかかわる事柄であり、答弁は差し控えたい。

八について
お尋ねの方が亡くなった理由については、政府としては承知していない。

九について
お尋ねについては、「検察庁として、どのような意図の下、佐藤氏の事例の様に、逃亡の恐れがなく、更には家宅捜査を何度も受け、罪証隠滅の恐れもない重病患者を逮捕、勾留し、死に至らしめる」の意味が明らかでないもので、お答えすることは困難である。

平成二十一年四月十六日提出
質問 第三一七号

いわゆる「国策捜査」に対する森英介法務大臣の見解に関する第三回質問主意書

提出者 鈴木 宗男

いわゆる「国策捜査」に対する森英介法務大臣の見解に関する第三回質問主意書

臣の見解に関する第三回質問主意書
本年三月三日 民主党小沢一郎代表が政治資金規正法に違反する形で西松建設より献金を受けていたとして、小沢代表の資金管理団体の会計責任者である公設第一秘書が逮捕された。森英介法務

大臣は同月十一日の衆議院法務委員会において、右の事件に関連し、民主党幹部が「国策捜査」である等、批判していることについて「個別の事件捜査や処理について検察を指揮することは毛頭考えていない」、「国策捜査は法令上の用語ではなく、あいまいな表現で様々な発言がされていることは心外だ。検察当局が何らかの意図を持って捜査することはありえない旨発言（以下、「森大臣発言」という。）している」と承知する。右と「前回答弁書」（内閣衆質一七一第二六五号）及び「前々回答弁書」（内閣衆質一七一第二四〇号）を踏まえ、再度質問する。

一 前々回質問主意書で、平成十四年六月に逮捕された当方を取り調べた、当時の谷川宏太東京地方検察庁特別捜査部副部長は、取り調べの際、「世論に押されてやりましたが、マスコミに出たもので何ひとつ事件にすることができませんでした。しかし、それが捜査というものです」との旨話し、また、「始めから鈴木ありきの国策捜査ではないか」との当方の問いに対して、「権力を背景にしてやっておりますので、そう受け止められればその通りです」との旨答えていたことについて森大臣の見解を問うたが、「前々回答弁書」では何の答弁もなされていない。前回質問主意書で、右の当方の問いについて、検察庁として谷川氏に確認を行っているかと問うたところ、「前回答弁書」では「お尋ねは、個別具体的な事件における捜査機関の活動内容に関する事柄であり、答弁を差し控えた」との答弁がなされている。個別具体的な事件における捜査機関の活動内容に関する事柄について、政府として答弁ができないとするのはどのような理由によるのか。特に、平成十四年の

当方の事件については、現時点で既に審理が終えられているところ、右の様に政府が答弁を差し控える必要性はないと考えるが、政府として、個別具体的な事件における捜査機関の活動内容に関する事柄について答弁できないとする理由を説明されたい。

二 一で挙げた谷川氏の発言は、「森大臣発言」を真つ向から否定するものであり、国策捜査というものが行われた何よりの証拠であると考ええる。検察庁ははじめ政府が、言い換えるならば権力が、何らかの意図を持って、犯罪のないところに犯罪を作り出し、ある人物を断罪するということとは、我が国の民主主義を守る観点から、または人道的な観点からも、断じてあつてはならないと考える。当方と同様の事例を今後生まないためにも、一で挙げた谷川氏の発言について、政府は明らかにする義務を負つていふと史料するところ、谷川氏本人に、一で挙げた発言をしたのか否か確認をし、その上で、検察庁ははじめ政府が、言い換えるならば権力が、何らかの意図を持って、犯罪のないところに犯罪を作り出し、ある人物を断罪するということがあつて良いのか、森大臣の見解を示されることを求める。

三 前回質問主意書で、本年三月二十一日付の毎日新聞夕刊一面に掲載されている、「西松献金事件 捜査大詰め 世論次第の『国策』批判」との見出しで、いわゆる国策捜査について報じた記事と、二〇〇五年三月二十五日に新潮社より発行された、起訴休職外務事務官の佐藤優氏の著書『国家の罠』の二百八十七頁から二百八十八頁にかけてなされている、佐藤氏と西村検事のやり取りについての記述、更には本年三月二十二日付の毎日新聞二十九面に、「西松」献金

総選挙前の立件 検察OBも『なぜ?』 以前は影響に配慮 『金額も軽微』指摘」との見出しで、警察庁、特に東京地検特捜部として、これまでである刑事事件が衆議院議員総選挙に与える影響を考慮し、選挙前の捜査を避けてきた旨報じた記事について、それぞれ検察庁の見解を問うたところ、「前回答弁書」では「特定の書籍又は新聞における個別の記述について、政府として、答弁することは差し控える」との答弁がなされている。検察庁、ひいては政府として、右に挙げた新聞記事や書籍について答弁できないとする理由は何か。

四 三の新聞記事並びに書籍にある内容は、政府の見解と大きく異なるものである以上、政府としてそれを野放しにするのではなく、それが政府の見解と異なり、必ずしも真実ではない旨、明確に述べなくては、国民にあらぬ誤解を招くだけではないのか。三の新聞記事並びに書籍に対して政府が何も意見を述べないままであるならば、国民の多くは、検察庁として、ある事案に関する世論のあり方を捜査に踏み切る基準として、あるいは、ある刑事事件を社会のあり方、世相を転換する契機としている、更には、ある刑事事件が衆議院議員総選挙に与える影響を考慮し、選挙前の捜査を避けていると認識するものと思料するが、政府の見解如何。

五 「前回答弁書」では「検察当局は、常に法と証拠に基づき、厳正公平・不偏不党を旨として、適切に事件を処理しているものと承知している。」との答弁がなされている。しかし、過去に富山県氷見市の柳原浩氏が強姦などの容疑で富山県警に誤認逮捕され、二年あまり服役した後、に真犯人が見つかり、無罪が確定した事件や、二〇〇三年の鹿児島県議選において中山信一氏

と志布志市の運動員ら十五人を公職選挙法違反容疑で逮捕し、強圧的な捜査等により自白を強要し、後に全員の無罪が確定した事件等、検察庁として常に法と証拠に基づいて事件を適切に処理しているとは言えない事例もあると承知するが、右に対する森大臣の見解如何。

内閣衆質一七一第三一七号
平成二十一年四月二十四日

内閣総理大臣 麻生 太郎
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出いわゆる「国策捜査」に対する森英介法務大臣の見解に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員鈴木宗男君提出いわゆる「国策捜査」に対する森英介法務大臣の見解に関する第三回質問に対する答弁書

一について

一般論として申し上げれば、仮に捜査機関の活動内容について公にした場合には、他人の名誉やプライバシーの保護の観点から問題があるのみならず、罪証隠滅活動を招いたり、裁判所に予断を与えたり、また、関係者の協力を得ることが困難になるなど、今後の捜査・公判に重大な支障が生じることから、先の答弁書（平成二十一年四月十日内閣衆質一七一第二六五号。以下「先の答弁書」という。）三及び四についてのとおりお答えしたものである。

二について

先の答弁書三及び四について述べたとおり、お尋ねは、捜査機関の活動内容にかかわる事柄であり、答弁は差し控えるが、一般論とし

て申し上げれば、検察当局は、常に法と証拠に基づき、厳正公平・不偏不党を旨として、適切に事件を処理しているものと承知している。

三について

特定の書籍又は新聞における個別の記述については、その趣旨、根拠等も承知していない上、検察当局の捜査活動の内容は、基本的に、公開の法廷における主張や立証を通じて明らかにされるものと承知していることから、先の答弁書五から十一までについてのとおりのお答えしたものである。

四について

特定の書籍又は新聞における個別の記述については、その趣旨、根拠等も承知していない上、検察当局の捜査活動の内容は、基本的に、公開の法廷における主張や立証を通じて明らかにされるものと承知している。

五について

いわゆる氷見事件や志布志事件については、再審又は第一審において無罪判決に至つたものと承知しているが、先の答弁書五から十一までについて述べたとおり、一般論として申し上げれば、検察当局は、常に法と証拠に基づき、厳正公平・不偏不党を旨として、適切に事件を処理しているものと承知している。

平成二十一年四月十六日提出
質問 第三一八号

北朝鮮による長距離弾道ミサイル発射に係る政府対応の信頼性を否定し、茶化した内閣官房副長官の言動に対する政府の対応に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

北朝鮮による長距離弾道ミサイル発射に係る政府対応の信頼性を否定し、茶化した内閣官房副長官の言動に対する政府の対応に關する質問主意書

「政府答弁書」(内閣衆質一七二第二七七号)を踏まえ、質問する。

一 北朝鮮が、本年四月五日、長距離弾道ミサイルを発射した。右のミサイル発射がなされる以前の本年三月二十三日、ある政府筋・政府高官が、「鉄砲の弾で鉄砲の弾を撃つようなものだ。当たると思うか」、「実験で今から撃ちますよと言つて、びゅーと来るから当たるんで、いきなり撃たれたら当たらないよ」と、政府の迎撃システムの信頼性を否定する旨の発言をしたとの新聞報道がなされた。更に、右の政府筋・政府高官は、北朝鮮によるミサイル発射について「(ミサイルが飛ぶのは)高すぎてそもそも見えないから、国民からすると何が起きているかわからない」、「見えたからおもしろいけどな」、「そつち行つたら『ファー』つていう感じだ」と、ゴルフに例える発言もしている。右の発言につき、過去の答弁書で政府が「その事実關係の有無について申し上げる立場にはない。」と述べていることに對し、先の質問主意書で、河村建夫内閣官房長官が本年三月三十一日、「みんなが一生懸命やつてゐる時に、発言は極めて不適切」として、この政府筋・政府高官を嚴重注意している経緯があるのにも関わらず、政府としてこの様なふざけた答弁をするのはなぜかと問うたところ、「政府答弁書」では「政府としては、御指摘の新聞記事については、取材対象者、取材内容等を明らかにしない取決めの下に行われた取材に基づくものであると承知しており、その新聞記事の事実關係の有無について申し上げる立場にはないことから、先の答弁

書(平成二十一年四月三日内閣衆質一七一第二四六号)一及び四から八までについてのとおりにお答えしたものである。」との答弁がなされている。この政府筋・政府高官の発言に關する新聞記事が、右答弁にある様に「取材対象者、取材内容等を明らかにしない取決めの下に行われた取材に基づくものである」とあり、政府として「その新聞記事の事実關係の有無について申し上げる立場にはない」と考えているのなら、そもそも河村長官が注意をする必要はなかつたのではないか。政府としてこの政府筋・政府高官の発言の事実關係について意見を言う立場にないと考えているのなら、そのまま放置しておけば良いのであり、わざわざ河村長官により嚴重注意をする必要はないのではないか。それにも関わらず、今回嚴重注意がなされたのはなぜか。右の論理連関について説明されたい。

二 この政府筋・政府高官が鴻池祥肇内閣官房副長官であることは、既に多くの報道機関が報じているところであるが、それでも政府がそれを認めないのはなぜか。仮にこの政府筋・政府高官が鴻池副長官でないのならば、その旨明らかにすれば済む話ではないのか。政府として明確な対応をとらない理由を明らかにされたい。

三 先の質問主意書で、一で挙げた「その事実關係の有無について申し上げる立場にはない。」との答弁を作成したのは誰かと問うたところ、「政府答弁書」では「御指摘の答弁については、内閣として決定したものである。」との答弁がなされている。当方が問うているのは、例えば本年四月七日に閣議決定された政府答弁書(内閣衆質一七一第二五四号で「財務省大臣官房が中心となつて起草した上で、政府として答弁したものである。」との答弁がなされている様に、具体的に作成に携つた政府部内の部署を問うて

いるのである。一で挙げた「その事実關係の有無について申し上げる立場にはない。」との答弁は、政府部内のどこが部署が中心となつて起草したものか明らかにされたい。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

内閣衆質一七一第三二八号

平成二十一年二月二十七日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出北朝鮮による長距離弾道ミサイル発射に係る政府対応の信頼性を否定し、茶化した内閣官房副長官の言動に対する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木宗男君提出北朝鮮による長距離弾道ミサイル発射に係る政府対応の信頼性を否定し、茶化した内閣官房副長官の言動に對する政府の対応に關する質問に對する答弁書

一及び二について

政府としては、御指摘の新聞記事については、取材対象者、取材内容等を明らかにしない取決めの下に行われた取材に基づくものであると承知しており、その新聞記事の事実關係の有無及びそれに関する事実關係について申し上げる立場にはない。

三について

御指摘の答弁については、内閣官房、外務省及び防衛省が答弁内容を協議の上、防衛省防衛政策局において起草し、内閣として決定したものである。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

内閣総理大臣 麻生 太郎

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「分割」の下に、「株式移転」を加え、「第二十條を」第二十條の七に改める。

この法律において「不正な取引方法」とは、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。

一 正当な理由がないのに、競争者と共同して、次のいずれかに該当する行為をすること。

イ ある事業者に對し、供給を拒絶し、又は供給に係る商品若しくは役務の数量若しくは内容を制限すること。

ロ 他の事業者、ある事業者に對する供給を拒絶させ、又は供給に係る商品若しくは役務の数量若しくは内容を制限させること。

二 不当に、地域又は相手方により差別的な対価をもつて、商品又は役務を繼續して供給することであつて、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあるもの

三 正当な理由がないのに、商品又は役務をその供給に要する費用を著しく下回る対価で繼續して供給することであつて、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあるもの

四 自己の供給する商品を購入する相手方に、正当な理由がないのに、次のいずれかに掲げる拘束の条件を付けて、当該商品を提供すること。

イ 相手方に対しその販売する当該商品の販売価格を定めてこれを維持させることその他相手方の当該商品の販売価格の自由な決定を拘束すること。

ロ 相手方の販売する当該商品を購入する事業者の当該商品の販売価格を定めて相手方をして当該事業者がこれを維持させることその他相手方をして当該事業者の当該商品の販売価格の自由な決定を拘束させること。

五 自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、次のいずれかに該当する行為をすること。

イ 継続して取引する相手方(新たに継続して取引しようとする相手方を含む。ロにおいて同じ。)に対して、当該取引に係る商品又は役務以外の商品又は役務を購入させること。

ロ 継続して取引する相手方に対して、自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。

ハ 取引の相手方からの取引に係る商品の受領を拒み、取引の相手方から取引に係る商品を受領した後当該商品を当該取引の相手方に引き取らせ、取引の相手方に対して取引の対価の支払を遅らせ、若しくはその額を減じ、その他取引の相手方に不利益となるように取引の条件を設定し、若しくは変更し、又は取引を実施すること。

六 前各号に掲げるもののほか、次のいずれかに該当する行為であつて、公正な競争を阻害するおそれがあるもののうち、公正取引委員会が指定するもの。

イ 不当に他の事業者を差別的に取り扱うこと。

ロ 不当な対価をもつて取引すること。

ハ 不当に競争者の顧客を自己と取引するよう誘引し、又は強制すること。

ニ 相手方の事業活動を不当に拘束する条件をもつて取引すること。

ホ 自己の取引上の地位を不当に利用して相手方と取引すること。

ヘ 自己又は自己が株主若しくは役員である会社と国内において競争関係にある他の事業者とその取引の相手方との取引を不当に妨害し、又は当該事業者が会社である場合において、その会社の株主若しくは役員をその会社の不利益となる行為をするように、不当に誘引し、唆し、若しくは強制すること。

第二条第十項を削る。

第七条第二項中「事業者」を「次に掲げる者」に改め、同項ただし書中「三年」を「五年」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該行為をした事業者

二 当該行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人

三 当該行為をした事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当該行為に係る事業の全部又は一部を承継した法人

四 当該行為をした事業者から当該行為に係る

事業の全部又は一部を譲り受けた事業者
第七条の二第三項中「前二項」の下に「及び第八項」を加え、同条第五項中「及び第七項」を「第十項及び第二十条の二から第二十条の五まで」に改め、「次項に該当する場合を除き、」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該事業者が、次項から第九項までの規定の適用を受ける者であるときは、この限りでない。

第七条の二第六項中「この項において同じ。」を「この項、第十九項、第二十二項及び第二十三項において同じ。」又は第四項に、「第四項」を「第四項中「百分の六」とあるのは「百分の九」と、「百分の二」とあるのは「百分の三」と、「百分の一」とあるのは「百分の一・五」と、第五項に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該事業者が、第九項の規定の適用を受ける者であるときは、この限りでない。

第七条の二第六項第一号中「第一項」の下に「若しくは第四項」を加え、「第十三項若しくは第十六項」を「第十八項若しくは第二十一項」に改め、同条第七項第一号中「及び次項」を「次項及び第二十五項」に改め、同条第八項中「第一号及び第三号」を「第一号及び第四号」に、「第四項から第六項まで」を「第五項から第九項まで」に、「第二号及び第三号」を「第二号及び第四号又は第三号及び第四号」に改め、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 公正取引委員会規則で定めるところにより、単独で、当該違反行為をした事業者のうち四番目又は五番目に公正取引委員会に当該

違反行為に係る事実の報告及び資料の提出
(第四十五条第一項に規定する報告又は同条第四項の措置その他により既に公正取引委員会によつて把握されている事実に係るものを除く。)を行つた者(当該報告及び資料の提出が当該違反行為に係る事件についての調査開始日以後に行われた場合を除く。)であること。

第七条の二第九項中「第七項第一号」を「第十項第一号」に、「若しくは第二号」を「第三号まで」に、「数が三」を「数が五」に、「である場合」を「であり、かつ、同号の規定による報告及び資料の提出を行つた者の数を合計した数が三以下である場合」に、「第四項から第六項まで」を「第五項から第九項まで」に改め、同条第十項中「第七項第一号、第八項第一号若しくは第二号又は前項第一号」を「第十項第一号、第十一項第一号から第十三項第一号」に改め、同条第十一項中「第七項から第九項まで」を「第十項から第十二項まで」に、「第十三項」を「第十八項若しくは第二十一項」に改め、同条第十二項中「第七項第一号、第八項第一号若しくは第二号又は第九項第一号」を「第十項第一号、第十一項第一号から第十三項第一号」に改め、同条第十三項中「第七項から第九項まで又は第十二項第一号」に、「第七項から第九項まで」を「第十項から第十二項まで」に改め、同項第一号中「当該事業者」の下に「(当該事業者が第十三項の規定による報告及び資料の提出を行つた者であるときは、当該事業者及び当該事業者と共同して当該報告及び資料の提出を行つた他の事業者のうち、いずれか一以上の事業者。次号において同じ。)」を加え、同項第三号中「(対し)」の下に「(当該事業者が第十三項の規定による報告及び資料の提出を行つた者であるときは、当該事業者及び当該事業者と共同して当該報告及び資料の提出を行

つた他の事業者のうちいずれか一以上の事業者が、当該事業者及び当該事業者と共同して当該報告及び資料の提出を行った他の事業者以外の事業者(以下「他事業者」という)を「他事業者」を削り、同条第十三項中「第七項」を「第十項」に改め、「第十六項において同じ」を削り、同条第十四項中「(第二項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項、第十七項及び第十八項において同じ。)」を「又は第四項」に、「第四項から第六項まで、第八項又は第九項」を「第四項から第九項まで、第十一項又は第十二項」に改め、同項ただし書中「第四項から第六項まで、第八項若しくは第九項」を「第四項から第九項まで、第十一項若しくは第十二項」に改め、同条第十六項中「又は第二項」を「第二項又は第四項」に改め、「含む。」の下に「又は第四項」を、「する際」の下に「(これらの規定による命令をしない場合にあつては、公正取引委員会規則で定めるときまでに)」を加え、同条第十七項中「第一項」の下に「又は第四項」を加え、「同項、第四項から第六項まで、第八項、第九項又は第十四項」を「第一項、第四項から第九項まで、第十一項、第十二項又は第十九項」に改め、同条第十八項中「第四項から第六項まで、第八項、第九項又は第十四項」を「第四項から第九項まで、第十一項、第十二項又は第十九項」に改め、同条第十九項中「又は第二項」を「第二項又は第四項」に、「会社」を「法人」に改め、「含む。」の下に「及び第四項」を加え、「第十三項及び第十六項」を「第十八項及び第二十一項」に改め、「この項」の下に「及び次項」を、「前各項」の下に「及び次項」を加え、同条第二十項中「前項」を「前二項」に、「第七項から第九項まで」を「第十項から第十二項まで」に改め、同条第二十一項中「実行期間」の下に「第四項に規定する違反行為については、

違反行為期間」を加え、「三年」を「五年」に改め、同条第十九項の次に次の一項を加える。

第一項、第二項又は第四項に規定する違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が当該違反行為に係る事件についての調査開始日以後においてその一又は二以上の子会社等に対して当該違反行為に係る事業の全部を譲渡し、又は当該法人(会社に限る)が当該違反行為に係る事件についての調査開始日以後においてその一又は二以上の子会社等に対して当該違反行為に係る事業の全部を承継させ、かつ、合併以外の事由により消滅したときは、当該法人がした違反行為及び当該法人が受けた命令等は、当該事業の全部若しくは一部を譲り受け、又は分割により当該事業の全部若しくは一部を承継した子会社等(以下「特定事業承継子会社等」という)がした違反行為及び当該特定事業承継子会社等が受けた命令等とみなして、前各項の規定を適用する。この場合において、当該特定事業承継子会社等が二以上あるときは、第一項(第二項において読み替えて準用する場合を含む。)中「当該事業者に対し」とあるのは「特定事業承継子会社等(第二十五項に規定する特定事業承継子会社等をいう。以下同じ。)」に対し、この項(次項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による命令を受けた他の特定事業承継子会社等と連帯して」と、第四項中「当該事業者に対し」とあるのは「特定事業承継子会社等に対し、この項の規定による命令を受けた他の特定事業承継子会社等と連帯して」と、第二十二項中「受けた者は」とあるのは「受けた特定事業承継子会社等は、これらの規定による命令を受けた他の特定事業承継子会社等と連帯して」とする。

第七条の二第九項の次に次の二項を加える。

第一項に規定する違反行為をした事業者のうち二以上の事業者(会社である場合に限る。)が、公正取引委員会規則で定めるところにより、共同して、公正取引委員会に当該違反行為に係る事実の報告及び資料の提出を行った場合には、第一号に該当し、かつ、第二号又は第三号のいずれかに該当する場合に限り、当該報告及び資料の提出を単独で行つたものとみなして、当該報告及び資料の提出を行つた二以上の事業者について前三項の規定を適用する。この場合における第十項第一号、第十一項第一号から第三号まで及び前項第一号の規定による報告及び資料の提出を行った事業者の数の計算については、当該二以上の事業者をもつて一の事業者とする。

一 当該二以上の事業者が、当該報告及び資料の提出の時に相互に子会社等(事業者の子会社(会社がその総株主(総社員を含む。以下同じ。))の議決権(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができる株式)についての議決権を除き、会社法(平成十七年法律第八十六号)第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式)についての議決権を含む。以下同じ。)の過半数を有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は会社の一若しくは二以上の子会社がその総株主の議決権の過半数を有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。以下この項において同じ。若しくは親会社(会社を子会社とする他の会社をいう。以下この号において同じ。))又は当該事業者と親会社が同一である他の会社

をいう。次号及び第二十五項において同じ。)の関係にあること。

二 当該二以上の事業者のうち、当該二以上の事業者のうち他の事業者と共同して当該違反行為をしたものが、当該他の事業者と共同して当該違反行為をした全期間(当該報告及び資料の提出を行つた日からさかのぼり五年以内の期間に限る。)において、当該他の事業者と相互に子会社等の関係にあつたこと。

三 当該二以上の事業者のうち、当該二以上の事業者のうち他の事業者と共同して当該違反行為をした者でないものについて、次のいずれかに該当する事実があること。

イ その者が当該二以上の事業者のうちの他の事業者に対して当該違反行為に係る事業の全部若しくは一部を譲渡し、又は分割により当該違反行為に係る事業の全部若しくは一部を承継させ、かつ、当該他の事業者が当該譲渡又は分割の日から当該違反行為を開始したこと。

ロ その者が、当該二以上の事業者のうちの他の事業者から当該違反行為に係る事業の全部若しくは一部を譲り受け、又は分割により当該違反行為に係る事業の全部若しくは一部を承継し、かつ、当該譲受け又は分割の日から当該違反行為を開始したこと。

前項の場合において、会社が有する議決権並びに会社及びその一若しくは二以上の子会社又は会社の一若しくは二以上の子会社が有する議決権には、社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第四百七条第一項又は第四百八条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含むものとする。

第一項の規定により課徴金の納付を命ずる場合において、当該事業者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、同項中「百分の十」とあるのは「百分の十五」と、「百分の三」とあるのは「百分の四・五」と、「百分の二」とあるのは「百分の三」と、第五項中「百分の四」とあるのは「百分の六」と、「百分の一・二」とあるのは「百分の一・八」と、「百分の一」とあるのは「百分の一・五」とする。ただし、当該事業者が、次項の規定の適用を受ける者であるときは、この限りでない。

二 單獨又は共同して、他の事業者の求めに応じて、継続的に他の事業者に対し当該違反行為に係る商品若しくは役務に係る対価、供給量、購入量、市場占有率又は取引の相手方について指定した者

イ 他の事業者に対し当該違反行為をするこ
と又はやめないことを要求し、依頼し、又
は唆すこと。

□ 他の事業者に対し当該違反行為に係る商品又は役務に係る対価、供給量、購入量、市場占有率、取引の相手方その他当該違反行為の実行としての事業活動について指定する(専ら自己の取引について指定)

第一項の規定により課徴金の納付を命ずる場合において、当該事業者が、第七項各号のいずれか及び前項各号のいずれかに該当する者であるときは、第一項中「百分の十」とあるのは「百分の二十」と、「百分の三」とあるのは「百分の六」と、「百分の二」とあるのは「百分の四」と、第五項中「百分の四」とあるのは「百分の八」と、「百分の一・二」とあるのは「百分の二・四」と、「百分の一」とあるのは「百分の二」とする。

事業者が、私的独占(他の事業者の事業活動を排除することによるもの)に限り、第二項の規

定に該当するものを除く。)をしたときは、公正取引委員会は、第八章第二節に規定する手続に従い、当該事業者に対し、当該行為をした日から当該行為がなくなる日までの期間(当該期間が三年を超えるときは、当該行為がなくなる日からさかのぼつて三年間とする。第二十七項において「違反行為期間」という。)における、当該行為に係る一定の取引分野において当該事業者が供給した商品又は役務(当該一定の取引分野において商品又は役務を供給する他の事業者に供給したものを除く。)及び当該一定の取引分野において当該商品又は役務を供給する他の事業

者に当該事業者が供給した当該商品又は役務（当該一定の取引分野において当該商品又は役務を供給する当該他の事業者が当該商品又は役務を供給するために必要な商品又は役務を含む。）の政令で定める方法により算定した売上額に百分の六（当該事業者が小売業を営む場合は百分の二、卸売業を営む場合は百分の一とする。）を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。た

第八条第一項中「二に」を「いずれかに」に改め、同条第二項から第四項までを削る。

第八条の二第一項及び第二項中「前条第一項」を「前条」に改める。

第八條の三中「第三項から第五項まで、第七項から第十三項まで、第十七項、第十八項及び第二十一項」を「第三項、第五項、第六項（ただし書を除く。）、第十項から第十八項まで（第十三項第二号及び第三号を除く。）、第二十二項、第二十三号及び第二十七項」に、「第八條第一項第一号」を「第八條第一号」に、「同條第四項」を「同條第五項」に、「同條第五項」を「同條第六項本文」に改め、

次項に該当する場合を除き」を削り、「同条第七項」を「同条第十項」に、「同条第八項」を「同条第十一項」に、「又は第四項から第六項まで」を「又は第五項から第九項まで」に、「第四項又は第五項」を「第五項又は第六項」に、「同条第九項」を「同条第十二項」に、「同条第十項及び第十一項」を「同条第十三項各号列記以外の部分中」第一項に規定する「遅反行為をした事業者」とあるのは「次条第一号不当な取引制限に相当する行為をする場合に限る。」又は第二号「不当な取引制限に該当する事項」を内容とする国際的協定又は国際的契約をする場

台に限る）の規定に違反する行為をした事業者団体の特定事業者と、「二以上の事業者」とあるのは「二以上の特定事業者」と、「第一号に該当し、かつ、第二号又は第三号のいずれかに該当する」とあるのは「第一号に該当する」と、「行つた事業者」とあるのは「行つた特定事業者」と、「一の事業者」とあるのは「一の特定事業者」と、同項第一号中「二以上の事業者」とあるのは「二以上の特定事業者」と、「事業者」とあるのは「特定事業者の

事業者とあるのは「及び当該特定事業者」と、「他の事業者」とあるのは「他の特定事業者」と、「以上の事業者」とあるのは「以上の特定事業者」とをに加え、「他の事業者」とあるのは「他の」を「対し（当該事業者）」とあるのは「対し（当該特定事業者）」と、「以外の事業者」とあるのは「以外の」に、「同条第十三項」を「同条第十八項」に、「同条第十七項及び第十八項中「第四項から第六項まで、第八項、第九項又は第十四項」とあるのは「第四項、第五項、第八項又は第九項」を「同条第二十二項中「第一項又は第四項」とあるのは「第一項」と、「第一項、第四項から第九項まで」とあるのは「同項、第五項、第六項」と、「第十二項又は第十九項」とあるのは「又は第十二項」と、同条第二十三項中「第四項から第九項まで」とあるのは「第五項、第六項」と、「第十二項又は第十九項」とあるのは「又は第十二項」と、同条第二十七項中「実行期間（第四項に規定する違反行為については、違反行為期間）」とあるのは「実行期間」に改める。

第四章 株式の保有、役員の兼任、合併、分割、株式移転及び事業の譲受け

第九條第五項第二号中「次条第二項」を「次条第三項及び第四項」に改め、同条第六項中「前項」を「第四項」に改め、同条第五項の次に次の二項を加える。

前二項において「子会社」とは、会社がその総株主の議決権の過半数を有する他の国内の会社

をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は会社の一若しくは二以上の子会社がその総株主の議決権の過半数を有する他の国内の会社は、当該会社の子会社とみなす。

前項の場合において、会社が有する議決権並びに会社及びその一若しくは二以上の子会社又は会社の一若しくは二以上の子会社が有する議決権には、社債、株式等の振替に関する法律第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含むものとする。

第九条第四項を削る。

第十条第二項を次のように改める。

会社であつて、その国内売上高(国内において供給された商品及び役務の価額の最終事業年度における合計額として公正取引委員会規則で定めるものをいう。以下同じ。)と当該会社が属する企業結合集団(会社及び当該会社の子会社並びに当該会社の親会社であつて他の会社の子会社でないもの及び当該親会社の子会社(当該会社及び当該会社の子会社を除く。)から成る集団をいう。以下同じ。)に属する当該会社以外の会社等(会社、組合(外国における組合に相当するものを含む。以下この条において同じ。))その他これらに類似する事業体をいう。以下この条において同じ。))の国内売上高を公正取引委員会規則で定める方法により合計した額(以下「国内売上高合計額」という。)が二百億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超えるもの(以下この条において「株式取得会社」という。))は、他の会社であつて、その国内売上高と当該他の会社の子会社の国内売上高を公正取引委員会規則で定める方法により合計した額が五

十億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超えるもの(以下この条において「株式発行会社」という。))の株式の取得をしようとする場合(金銭又は有価証券の信託に係る株式について、自己が、委託者若しくは受益者となり議決権を行使することができるとき又は議決権の行使について受託者に指図を行うことができる場合において、受託者に株式発行会社の株式の取得をさせようとする場合を含む。))において、当該株式取得会社が当該取得の後において所有することとなる当該株式発行会社の株式に係る議決権の数と、当該株式取得会社の属する企業結合集団に属する当該株式取得会社以外の会社等(第四項において「当該株式取得会社以外の子会社等」という。))が所有する当該株式発行会社の株式に係る議決権の数とを合計した議決権の数の当該株式発行会社の総株主の議決権の数に占める割合が、百分の二十を下回らない範囲内において政令で定める数値(複数の数値を定めた場合にあっては、政令で定めるところにより、それぞれの数値を超えることとなるときは、公正取引委員会規則で定めるところにより、あらかじめ当該株式の取得に関する計画を公正取引委員会に届け出なければならない。ただし、あらかじめ届出を行うことが困難である場合として公正取引委員会規則で定める場合は、この限りでない。)

第十条第三項中「国内の会社が有する議決権には、」を「当該株式取得会社が当該取得の後において所有することとなる当該株式発行会社の株式に係る議決権には、金銭又は有価証券の信託に係る株式に係る議決権(委託者又は受益者が行使し、又はその行使について受託者に指図を行うことができるものに限る。)、当該株式取得会社が銀行業

又は保険業を営む会社(保険業を営む会社にあつては、公正取引委員会規則で定める会社を除く。次項並びに次条第一項及び第二項において同じ。))であり、かつ、他の国内の会社(銀行業又は保険業を営む会社その他公正取引委員会規則で定める会社を除く。次項並びに次条第一項及び第二項において同じ。))の株式の取得をしようとする場合において所有することとなる株式に係る議決権を

含むものとし、金銭又は有価証券の信託に係る株式に係る議決権で、自己が、委託者若しくは受益者として行使し、又はその行使について指図を行うことができるもの(公正取引委員会規則で定める議決権を除く。次項において同じ。))及び「に改める。

第十条第四項を次のように改める。

第二項の場合において、当該株式取得会社以外の子会社等が所有する当該株式発行会社の株式に係る議決権には、金銭又は有価証券の信託に係る株式に係る議決権(委託者又は受益者が行使し、又はその行使について受託者に指図を行うことができるものに限る。))、当該株式取得会社以外の子会社等が銀行業又は保険業を営む会社である場合における当該株式取得会社以外の子会社等が所有する他の国内の会社の株式に係る議決権及び当該株式取得会社以外の子会社等が第一種金融商品取引業を営む会社である場合における当該株式取得会社以外の子会社等が業務として所有する株式に係る議決権を含まないものとし、金銭又は有価証券の信託に係る株式に係る

議決権で、自己が、委託者若しくは受益者として行使し、又はその行使について指図を行うことができるもの及び社債、株式等の振替に関する法律第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含むものとする。

第十条に次の六項を加える。

会社の子会社である組合(民法(明治二十九年法律第八十九号)第六百六十七条第一項に規定する組合契約によつて成立する組合、投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成十年法律第九十号)第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合(次条第一項第四号において単に「投資事業有限責任組合」という。))及び有限責任事業組合(組合契約に関する法律(平成十七年法律第四十号)第二条に規定する有限責任事業組合並びに外国の法令に基づいて設立された団体であつてこれらの組合に類似するもの(以下この項において「特定組合類似団体」という。))に限る。以下この項において同じ。))の組合員(特定組合類似団体の構成員を含む。以下この項において同じ。))が組合財産(特定組合類似団体の財産を含む。以下この項において同じ。))として株式発行会社の株式の取得をしようとする場合(金銭又は有価証券の信託に係る株式について、会社の子会社である組合の組合員の全員が、委託者若しくは受益者となり議決権を行使することができる場合又は議決権の行使について受託者に指図を行うことができる場合において、受託者に株式発行会社の株式の取得をさせようとする場合を含む。))には、当該組合の親会社(当該組合に二以上の親会社がある場合にあっては、当該組合の親会社のうち他のすべての親会社の子会社であるものをいう。以下この項において同

第二項及び前項の「子会社」とは、会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社がその経営を支配している会社等として公正取引委員会規則で定めるものをいう。

第二項の規定による届出を行った会社は、届出受理の日から三十日を経過するまでは、当該届出に係る株式の取得をしてはならない。ただし、公正取引委員会は、その必要があると認める場合には、当該期間を短縮することができる。

衆議院會議録第二十七号

- 一 当該届出に係る株式の取得に関する計画のうち、第一項の規定に照らして重要な事項が当該計画において行われることとされている期限までに行われなかつた場合
- 二 当該届出に係る株式の取得に関する計画の

前項第一号の規定に該当する場合において、公正取引委員会は、第十七条の二第一項の規定により当該届出に係る株式の取得に関し必要な措置を命じようとするときは、同号の期限から起算して一年以内に前項本文の通知をしななければならない。

第十五条第一項中「に」を「いずれかに」に改め、同条第二項中「国内の」を削り、「総資産合計額が百億円」を「国内売上高合計額が二百億円に」、「総資産合計額が十億円」を「国内売上高合計額が五十億円」に改め、同項ただし書中「次の各号の一に該当する場合」を「すべての合併会社が同一の企業結合集団に属する場合」に改め、同項各号を削り、同条第三項を次のように改める。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

ただし、すべての共同新設分割をしようとする会社が同一の企業結合集団に属する場合は、この限りでない。

高が十億円」を「国内売上高が三十億円」に改め、同項第三号中「総資産合計額が十億円」を「国内売上高合計額が五十億円」に、「最終の貸借対照表と共に作成した損益計算書による売上高を「国内売上高」に改め、同項第四号中「最終の貸借対照表と共に作成した損益計算書による売上高を「国内売上高」に、「十億円」を「三十億円」に改め、同条第三項中「国内の」を削り、同項に次のただし書を加える。

第十五条の二第三項第一号中、総資産合計額が「百億円」を「国内売上高合計額が二百億円」に、「総資産合計額が十億円」を「国内売上高合計額が五十億円」に改め、同項第二号中「総資産合計額が十億円」を「国内売上高合計額が五十億円」に、「総資産

「四」に改め、同条第七項中「前条第五項から第七項まで」を「第十条第八項から第十項まで」に、「第二項及び第三項（前項において読み替えて準用する

会社」を「株式取得会社」に、「共同新設分割を」を「共同新設分割を」に、「会社」と読み替える」を「会社のうち少なくとも一の会社」と、「株式取得会社」とあるのは、「共同新設分割をしようとし、又は吸収分割をしようとする会社」と読み替える」に改め、同条第四項から第六項までを削り、同条の次に次の一条を加える。

一 当該共同株式移転によつて一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合

二 当該共同株式移転が不正な取引方法によるものである場合

会社は、共同株式移転をしようとする場合には、当該共同株式移転をしようとする会社において、当該共同株式移転をしようとする会社

のうち、いずれか一の会社に係る国内売上高合計額が二百億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超え、かつ、他のいずれか一の会社に係る国内売上高合計額が五十億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超えるときは、公正取引委員会規則で定めるところにより、あらかじめ当該共同株式移転に関する計画を公正取引委員会に届け出なければならぬ。ただし、すべての共同株式移転をしようとする会社が同一の企業結合集団に属する場合は、この限りでない。

第十条第八項から第十項までの規定は、前項の規定による届出に係る共同株式移転の制限及び公正取引委員会がする第十七条の二第一項の規定による命令について準用する。この場合において、第十条第八項及び第十項中「株式の取得」とあるのは「共同株式移転」と、同条第九項中「株式の取得」とあるのは「共同株式移転」と、「が株式取得会社」とあるのは「が共同株式移転をしようとする会社のうち少なくとも一の会社」と、「株式取得会社」とあるのは「共同株式移転をしようとする会社」と読み替えるものとする。

第十六条第二項中「総資産合計額が百億円」を「国内売上高合計額が二百億円」に改め、「第五項において「譲受会社」という。」を削り、「二」を「いずれかに」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、事業等の譲受けをしようとする会社及び当該事業等の譲渡をしようとする会社が同一の企業結合集団に属する場合は、この限りでない。

第十六条第二項第一号中「総資産の額が十億円」を「国内売上高が三十億円」に改め、「国内の」を削

り、同項第二号中「国内の」を削り、「最終の貸借対照表と共に作成した損益計算書による売上高が十億円」を「国内売上高が三十億円」に改め、同条第六項中「第十五条第五項から第七項まで」を「第十条第八項から第十項まで」に、「第二項（前項において読み替えて準用する場合を含む。）」を「前項」に、「第十五条第五項及び第七項中「合併」を「第十条第八項及び第十項中「株式の取得」に、「同条第六項中「合併」を「同条第九項中「株式の取得」に、「に」と、「合併会社のうち少なくとも一の会社」とあり、及び「合併会社」を「と」、「株式取得会社」に、「事業又は事業上の固定資産の譲受けをしようとする会社」を「事業又は事業上の固定資産の譲受けをしようとする会社」に改め、同条第三項から第五項までを削る。

第十七条の二第一項中「第十五条の二第一項」の下に、「第十五条の三第一項」を加える。

第十八条第一項中「同条第四項において読み替えて準用する場合を含む。」及び第五項を、及び同条第三項において読み替えて準用する第十条第八項に改め、同条第二項中「これらの規定を同条第六項において読み替えて準用する場合を含む。」並びに同条第七項を、並びに同条第四項に、「第十五条第五項」を「第十条第八項」に改め、同条に次の一項を加える。

第一項の規定は、第十五条の三第二項及び同条第三項において読み替えて準用する第十条第八項の規定に違反して会社が共同株式移転をした場合に準用する。この場合において、第一項中「合併の無効の訴え」とあるのは、「共同株式移転の無効の訴え」と読み替えるものとする。

第二十条第一項中「手続に従い」の下に、「事業者に対し」を加え、第五章中同条の次に次の六条を加える。

第二十條の二 事業者が、次の各号のいずれかに該当する者であつて、第十九條の規定に違反する行為（第二條第九項第一号に該当するものに限る。）をしたときは、公正取引委員会は、第八章第二節に規定する手続に従い、当該事業者に対し、当該行為をした日から当該行為がなくなる日までの期間（当該期間が三年を超えるときは、当該行為がなくなる日からさかのぼつて三年間とする。）における、当該行為において当該事業者がその供給を拒絶し、又はその供給に係る商品若しくは役務の数量若しくは内容を制限した事業者の競争者に対し供給した同号イに規定する商品又は役務と同一の商品又は役務同号ロに規定する違反行為にあつては、当該事業者が同号ロに規定する他の事業者（以下この条において「拒絶事業者」という。）に対し供給した同号ロに規定する商品又は役務と同一の商品又は役務（当該拒絶事業者が当該同一の商品又は役務を供給するために必要な商品又は役務を含む。）を、拒絶事業者がその供給を拒絶し、又はその供給に係る商品若しくは役務の数量若しくは内容を制限した事業者の競争者に対し当該事業者が供給した当該同一の商品又は役務及び拒絶事業者が当該事業者に対し供給した当該同一の商品又は役務）の政令で定める方法により算定した売上額に百分の三（当該事業者が小売業を営む場合は百分の二、卸売業を営む場合は百分の一とする。）を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、当該事業者が当該行為に係る行為について第七條の二第二項（同条第二項及び第八條の三において読み替えて準用する場合を含む。）次条から第二十條の五までにおいて同じ。若しくは第七條の二第四項の規定による命

令（当該命令が確定している場合に限る。第二十条の四及び第二十条の五において同じ。）、第七條の二第十八項若しくは第二十一項の規定による通知若しくは第五十一條第二項の規定による審決を受けたとき、又はこの条の規定による課徴金の額が百万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。

一 当該行為に係る事件について第四十七條第一項第四号に掲げる処分が最初に行われた日（次条から第二十條の五までにおいて「調査開始日」という。）からさかのぼり十年以内に、前条の規定による命令（第二條第九項第一号に係るものに限る。次号において同じ。）若しくはこの条の規定による命令を受けたことがある者（当該命令が確定している場合に限る。次号において同じ。）又は第六十六條第四項の規定による審決（原処分の全部を取り消す場合における第二條第九項第一号に係るものに限る。次号において同じ。）を受けたことがある者（当該審決が確定している場合に限る。次号において同じ。）

二 第四十七條第一項第四号に掲げる処分が行われなかつた場合において、当該事業者が当該違反行為について事前通知を受けた日からさかのぼり十年以内に、前条の規定による命令若しくはこの条の規定による命令を受けたことがある者又は第六十六條第四項の規定による審決を受けたことがある者

第二十條の三 事業者が、次の各号のいずれかに該当する者であつて、第十九條の規定に違反する行為（第二條第九項第二号に該当するものに限る。）をしたときは、公正取引委員会は、第八章第二節に規定する手続に従い、当該事業者に対し、当該行為をした日から当該行為がなくな

る日までの期間（当該期間が三年を超えるときは、当該行為がなくなる日からさかのぼつて三年間とする。）における、当該行為において当該事業者がその供給を拒絶し、又はその供給に係る商品若しくは役務の数量若しくは内容を制限した事業者の競争者に対し供給した同号イに規定する商品又は役務と同一の商品又は役務同号ロに規定する違反行為にあつては、当該事業者が同号ロに規定する他の事業者（以下この条において「拒絶事業者」という。）に対し供給した同号ロに規定する商品又は役務と同一の商品又は役務（当該拒絶事業者が当該同一の商品又は役務を供給するために必要な商品又は役務を含む。）を、拒絶事業者がその供給を拒絶し、又はその供給に係る商品若しくは役務の数量若しくは内容を制限した事業者の競争者に対し当該事業者が供給した当該同一の商品又は役務及び拒絶事業者が当該事業者に対し供給した当該同一の商品又は役務）の政令で定める方法により算定した売上額に百分の三（当該事業者が小売業を営む場合は百分の二、卸売業を営む場合は百分の一とする。）を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、当該事業者が当該行為に係る行為について第七條の二第二項（同条第二項及び第八條の三において読み替えて準用する場合を含む。）次条から第二十條の五までにおいて同じ。若しくは第七條の二第四項の規定による命

令（当該命令が確定している場合に限る。第二十条の四及び第二十条の五において同じ。）、第七條の二第十八項若しくは第二十一項の規定による通知若しくは第五十一條第二項の規定による審決を受けたとき、又はこの条の規定による課徴金の額が百万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。

一 当該行為に係る事件について第四十七條第一項第四号に掲げる処分が最初に行われた日（次条から第二十條の五までにおいて「調査開始日」という。）からさかのぼり十年以内に、前条の規定による命令（第二條第九項第一号に係るものに限る。次号において同じ。）若しくはこの条の規定による命令を受けたことがある者（当該命令が確定している場合に限る。次号において同じ。）又は第六十六條第四項の規定による審決（原処分の全部を取り消す場合における第二條第九項第一号に係るものに限る。次号において同じ。）を受けたことがある者（当該審決が確定している場合に限る。次号において同じ。）

二 第四十七條第一項第四号に掲げる処分が行われなかつた場合において、当該事業者が当該違反行為について事前通知を受けた日からさかのぼり十年以内に、前条の規定による命令若しくはこの条の規定による命令を受けたことがある者又は第六十六條第四項の規定による審決を受けたことがある者

第二十條の三 事業者が、次の各号のいずれかに該当する者であつて、第十九條の規定に違反する行為（第二條第九項第二号に該当するものに限る。）をしたときは、公正取引委員会は、第八章第二節に規定する手続に従い、当該事業者に対し、当該行為をした日から当該行為がなくな

る日までの期間(当該期間が三年を超えるときは、当該行為がなくなる日からさかのぼつて三年間とする。)(において、当該行為において当該事業者が供給した同号に規定する商品又は役務の政令で定める方法により算定した売上額に百分の三(当該事業者が小売業を営む場合は百分の二、卸売業を営む場合は百分の一とする。))を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、当該事業者が当該行為に係る行為について第七條の二第一項若しくは第四項若しくは次條の規定による命令(当該命令が確定している場合に限る。)(第七條の二第十八項若しくは第二十一項の規定による通知若しくは第五十一條第二項の規定による審決を受けたとき、又はこの條の規定による課徴金の額が百万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。)

一 調査開始日からさかのぼり十年以内に、第二十條の規定による命令(第二條第九項第二号に係るものに限る。)(次号において同じ。)(若しくはこの條の規定による命令を受けたことがある者(当該命令が確定している場合に限る。)(次号において同じ。)(又は第六十六條第四項の規定による審決(原処分全部を取り消す場合における第二條第九項第二号に係るものに限る。)(次号において同じ。))を受けたことがある者(当該審決が確定している場合に限る。)(次号において同じ。))

二 第四十七條第一項第四号に掲げる処分が行われなかつた場合において、当該事業者が当該違反行為について事前通知を受けた日からさかのぼり十年以内に、第二十條の規定による命令若しくはこの條の規定による命令を受けたことがある者又は第六十六條第四項の規定

定による審決を受けたことがある者

第二十條の四 事業者が、次の各号のいずれかに該当する者であつて、第十九條の規定に違反する行為(第二條第九項第三号に該当するものに限る。)(をしたときは、公正取引委員会は、第八章第二節に規定する手続に従い、当該事業者に対し、当該行為をした日から当該行為がなくなる日までの期間(当該期間が三年を超えるときは、当該行為がなくなる日からさかのぼつて三年間とする。)(において、当該行為において当該事業者が供給した同号に規定する商品又は役務の政令で定める方法により算定した売上額に百分の三(当該事業者が小売業を営む場合は百分の二、卸売業を営む場合は百分の一とする。))を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、当該事業者が当該行為に係る行為について第七條の二第一項若しくは第四項の規定による命令、同條第十八項若しくは第二十一項の規定による通知若しくは第五十一條第二項の規定による審決を受けたとき、又はこの條の規定による課徴金の額が百万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。

一 調査開始日からさかのぼり十年以内に、第二十條の規定による命令(第二條第九項第三号に係るものに限る。)(次号において同じ。)(若しくはこの條の規定による命令を受けたことがある者(当該命令が確定している場合に限る。)(次号において同じ。)(又は第六十六條第四項の規定による審決(原処分全部を取り消す場合における第二條第九項第三号に係るものに限る。)(次号において同じ。))を受けたことがある者(当該審決が確定している場合に限る。)(次号において同じ。))

二 第四十七條第一項第四号に掲げる処分が行われなかつた場合において、当該事業者が当該違反行為について事前通知を受けた日からさかのぼり十年以内に、第二十條の規定による命令若しくはこの條の規定による命令を受けたことがある者又は第六十六條第四項の規定による審決を受けたことがある者

第二十條の五 事業者が、次の各号のいずれかに該当する者であつて、第十九條の規定に違反する行為(第二條第九項第四号に該当するものに限る。)(をしたときは、公正取引委員会は、第八章第二節に規定する手続に従い、当該事業者に対し、当該行為をした日から当該行為がなくなる日までの期間(当該期間が三年を超えるときは、当該行為がなくなる日からさかのぼつて三年間とする。)(において、当該行為において当該事業者が供給した同号に規定する商品の政令で定める方法により算定した売上額に百分の三(当該事業者が小売業を営む場合は百分の二、卸売業を営む場合は百分の一とする。))を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、当該事業者が当該行為に係る行為について第七條の二第一項若しくは第四項の規定による命令、同條第十八項若しくは第二十一項の規定による通知若しくは第五十一條第二項の規定による審決を受けたとき、又はこの條の規定による課徴金の額が百万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。

一 調査開始日からさかのぼり十年以内に、第二十條の規定による命令(第二條第九項第四号に係るものに限る。)(次号において同じ。)(若しくはこの條の規定による命令を受けたことがある者(当該命令が確定している場合に限る。)(次号において同じ。))

る。次号において同じ。)(又は第六十六條第四項の規定による審決(原処分全部を取り消す場合における第二條第九項第四号に係るものに限る。)(次号において同じ。))を受けたことがある者(当該審決が確定している場合に限る。)(次号において同じ。))

二 第四十七條第一項第四号に掲げる処分が行われなかつた場合において、当該事業者が当該違反行為について事前通知を受けた日からさかのぼり十年以内に、第二十條の規定による命令若しくはこの條の規定による命令を受けたことがある者又は第六十六條第四項の規定による審決を受けたことがある者

第二十條の六 事業者が、第十九條の規定に違反する行為(第二條第九項第五号に該当するもの)であつて、継続してするものに限る。)(をしたときは、公正取引委員会は、第八章第二節に規定する手続に従い、当該事業者に対し、当該行為をした日から当該行為がなくなる日までの期間(当該期間が三年を超えるときは、当該行為がなくなる日からさかのぼつて三年間とする。)(において、当該行為の相手方との間における政令で定める方法により算定した売上額(当該行為が商品又は役務の供給を受ける相手方に対するものである場合は当該行為の相手方との間における政令で定める方法により算定した購入額とし、当該行為の相手方が複数ある場合は当該行為のそれぞれの相手方との間における政令で定める方法により算定した売上額又は購入額の合計額とする。)(に百分の一を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、その額が百万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。

令に係る審判の」を「同条第一項又は第四項の規定による納付命令に係る審判の」に、「納付命令に係る課徴金」を「同条第一項又は第四項の規定による納付命令に係る課徴金」に改める。

第五十九条第二項中「第八条第一項第一号」を「第八条第一号」に改め、同項第一号中「排除措置命令」の下に「（当該納付命令を受けた者と同一の者に対するものに限る。）」を加える。

第六十六条第四項中「第八条第一項」を「第八条」に改め、「第十五条の二第一項」の下に、「第十五条の三第一項」を加える。

第七十条の十第二項中「公正取引委員会」の下に、「第一項の金額を還付する場合には当該金額の納付があつた日の翌日から起算して一月を経過する日の翌日から」を加え、「当該金額」を「当該金額」に改め、「翌日から」の下に「それぞれ」を加え、同条に第一項として次の一項を加える。

公正取引委員会は、第七十条の二第二十五項（第二十條の七において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により第七條の二第二項（同条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）若しくは第四項又は第二十條の二から第二十條の六までの規定による課徴金の納付を命じた場合において、これらの規定による納付命令に基づき既に納付された金額で、還付すべきものがあるとき（第五十一条第四項又は次項に規定する場合を除く。）は、遅滞なく、金銭で還付しなければならない。

第七十条の十三第一項中「第八条第一項」を「第八条」に改め、「第十五条の二第一項」の下に、「第十五条の三第一項」を加える。

第七十条の十五に後段として次のように加える。

この場合において、公正取引委員会は、第三

者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、事件記録の閲覧又は謄写を拒むことができない。

第七十条の十五に次の一項を加える。

公正取引委員会は、前項の規定により謄写をさせる場合において、謄写した事件記録の使用目的を制限し、その他適当と認める条件を付することができ。

第七十一条及び第七十二条中「第二条第九項」を「第二条第九項第六号」に改める。

第八十三条の三の次に次の四条を加える。

第八十三条の四 裁判所は、第二十四条の規定による侵害の停止又は予防に関する訴訟においては、当事者の申立てにより、当事者に対し、当該侵害行為について立証するため必要な書類の提出を命ずることができ。ただし、その書類の所持者においてその提出を拒むことについて正当な理由があるときは、この限りでない。

裁判所は、前項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかの判断をするため必要があると認めるときは、書類の所持者にその提示をさせることができる。この場合においては、何人も、その提示された書類の開示を求めることができない。

裁判所は、前項の場合において、第一項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかについて前項後段の書類を開示してその意見を聴くことが必要であると認めるときは、当事者等（当事者（法人である場合にあっては、その代表者）又は当事者の代理人（訴訟代理人及び補佐人を除く）、使用人その他の従業者をいう。次条第一項において同じ。）、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該書類を開示することができる。

前三項の規定は、第二十四条の規定による侵害の停止又は予防に関する訴訟における当該侵害行為について立証するため必要な検証の目的の提示について準用する。

第八十三条の五 裁判所は、第二十四条の規定による侵害の停止又は予防に関する訴訟において、その当事者が保有する営業秘密（不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第二条第六項に規定する営業秘密をいう。以下同じ。）について、次に掲げる事由のいずれにも該当することにつき疎明があつた場合には、当事者の申立てにより、決定で、当事者等、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該営業秘密を当該訴訟の追行の目的以外の目的で使用し、又は当該営業秘密に係るこの項の規定による命令を受けた者以外の者に開示してはならない旨を命ずることができ。ただし、その申立ての時までに当事者等、訴訟代理人又は補佐人が第一号に規定する準備書面の閲覧又は同号に規定する証拠の取調べ若しくは開示以外の方法により当該営業秘密を取得し、又は保有していた場合は、この限りでない。

一 既に提出され、若しくは提出されるべき準備書面に当事者の保有する営業秘密が記載され、又は既に取り調べられ、若しくは取り調べられるべき証拠（前条第三項の規定により開示された書類を含む。）の内容に当事者の保有する営業秘密が含まれること。

二 前号の営業秘密が当該訴訟の追行の目的以外の目的で使用され、又は当該営業秘密が開示されることにより、当該営業秘密に基づく当事者の事業活動に支障を生ずるおそれがあり、これを防止するため当該営業秘密の使用又は開示を制限する必要があること。

前項の規定による命令（以下「秘密保持命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

一 秘密保持命令を受けるべき者

二 秘密保持命令の対象となるべき営業秘密を特定するに足りる事実

三 前項各号に掲げる事由に該当する事実
秘密保持命令が発せられた場合には、その決定書を秘密保持命令を受けた者に送達しなければならない。

秘密保持命令は、秘密保持命令を受けた者に對する決定書の送達が行われた時から、効力を生ずる。

秘密保持命令の申立てを却下した裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

第八十三条の六 秘密保持命令の申立てをした者又は秘密保持命令を受けた者は、訴訟記録の存する裁判所（訴訟記録の存する裁判所がない場合にあっては、秘密保持命令を発した裁判所）に対し、前条第一項に規定する要件を欠くこと又はこれを欠くに至つたことを理由として、秘密保持命令の取消しの申立てをすることができる。

秘密保持命令の取消しの申立てについての裁判があつた場合には、その決定書をその申立てをした者及び相手方に送達しなければならない。

秘密保持命令の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

秘密保持命令を取り消す裁判は、確定しなければその効力を生じない。
裁判所は、秘密保持命令を取り消す裁判をした場合において、秘密保持命令の取消しの申立てをした者又は相手方以外に当該秘密保持命令

が発せられた訴訟において当該営業秘密に係る秘密保持命令を受けている者があるときは、その者に対し、直ちに、秘密保持命令を取り消す裁判をした旨を通知しなければならない。

第八十三条の七 秘密保持命令が発せられた訴訟（すべての秘密保持命令が取り消された訴訟を除く。）に係る訴訟記録につき、民事訴訟法第九十二条第一項の決定があつた場合において、当事者から同項に規定する秘密記載部分の閲覧等の請求があり、かつ、その請求の手續を行つた者が当該訴訟において秘密保持命令を受けていない者であるときは、裁判所書記官は、同項の申立てをした当事者（その請求をした者を除く。第三項において同じ。）に対し、その請求後直ちに、その請求があつた旨を通知しなければならない。

前項の場合において、裁判所書記官は、同項の請求があつた日から二週間を経過する日まで（その請求の手續を行つた者に対する秘密保持命令の申立てがその日までにされた場合にあっては、その申立てについての裁判が確定するまでの間）、その請求の手續を行つた者に同項の秘密記載部分の閲覧等をさせてはならない。

前二項の規定は、第一項の請求をした者に同項の秘密記載部分の閲覧等をさせることについて民事訴訟法第九十二条第一項の申立てをした当事者のすべての同意があるときは、適用しない。

第八十四条第一項中「訴え」を「訴えが」に改め、「遅滞なく」を削り、「因つて」を「よつて」に、「求めなければならない」を「求めることができる」に改める。

第八十九条第一項中「三年」を「五年」に改め、同

項第二号中「第八条第一項第一号」を「第八条第一号」に改める。

第九十条第一号中「第八条第一項第二号」を「第八条第二号」に改め、同条第二号中「第八条第一項第三号」を「第八条第三号」に改める。

第九十一条を次のように改める。

第九十一条 第十一條の規定に違反して株式を取得し、若しくは所有し、若しくは同条第二項の規定に違反して株式を所有した者又はこれらの規定による禁止若しくは制限につき第七條の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

官 報 (号 外)

第九十一条の二第一号を削り、同条第二号中「第九条第五項」を「第九条第四項」に改め、同条同条第一号とし、同条第三号中「第九条第六項」を「第九条第七項」に改め、同条同条第二号とし、同条第四号中「同条第四項において準用する場合を含む。」を削り、「報告書を提出せず」を「届出をせず」に、「報告書を提出した者」を「届出書を提出した者」に改め、同条同条第三号とし、同条の次に次の一号を加える。

四 第十條第八項の規定に違反して株式の取得をした者

第九十一条の二第五号中「同条第四項において読み替えて準用する場合を含む。」を削り、同条第六号中「第十五条第五項」を「第十五条第三項において読み替えて準用する第十條第八項」に改め、同条第七号中「これらの規定を同条第六項において読み替えて準用する場合を含む。」を削り、同条第八号中「第十五条の二第七項」を「第十五条の二第四項」に、「第十五条第五項」を「第十條第八項」に改め、同条第十一号を同条第十三号とし、同条第十号中「第十六條第六項」を「第十六條第三項」に、「第十五条第五項」を「第十條第八項」

に改め、同条同条第十二号とし、同条第九号中「同条第五項において読み替えて準用する場合を含む。」を削り、同条同条第十一号とし、同条第八号の次に次の二号を加える。

九 第十五條の三第二項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の記載をした届出書を提出した者

十 第十五條の三第三項において読み替えて準用する第十條第八項の規定に違反して共同株式移転による設立の登記をした者

第九十三條中「十万円」を「百万円」に改める。

第九十四條の二の次に次の一号を加える。

第九十四條の三 秘密保持命令に違反した者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

第一項の罪は、日本国外において同項の罪を犯した者にも適用する。

第九十五條第一項第二号中「第八条第一項第一号」を「第八条第一号」に改め、同項第三号中「第八条第一項第一号」を「第八条第一号」に改め、同項第三号を除く。」を削り、同条第二号中「第八条第一項第一号」を「第八条第一号」に改め、同項第三号中「第八条第一項第一号」を「第八条第一号」に改め、同項第四号に係る部分に限る。」、第九十一条の二第一号を削り、同条第三号中「前項」を「第二項」に改め、同条第二項の次に次の二項を加える。

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条第一項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して三億円以下の罰金を科す、その人に対して同項

の罰金を科する。

第一項又は第二項の規定により第八十九條の違反行為につき法人若しくは人又は団体に罰金を科する場合における時効の期間は、同条の罪についての時効の期間による。

第九十五條に次の一項を加える。

第三項の規定により前条第一項の違反行為につき法人又は人に罰金を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

第九十五條の二中「(第三号を除く。)」を削る。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第八條の改正規定、第八條の二第二項及び第二項の改正規定、第八條の三の改正規定(第八條第一項第一号を「第八条第一号」に改める部分に限る。)、第二十四條、第二十五條第一項及び第二十六條第一項の改正規定、第四十三條の次に一條を加える改正規定、第五十九條第二項の改正規定(第八條第一項第一号を「第八条第一号」に改める部分に限る。)、第六十六條第四項の改正規定(第八條第一項を「第八条」に改める部分に限る。)、第七十條の十三第一項の改正規定(第八條第一項を「第八条」に改める部分に限る。)、第七十條の十五に後段を加える改正規定、同条に一項を加える改正規定、第八十四條第一項の改正規定、第八十九條第一項第二号の改正規定、第九十條の改正規定、第九十一條の二の改正規定(同条第一号を削る部分に限る。)、第九十三條の改正規定並びに第九十五條の改正規定(同条第一項第三号中「(第三号を除く)」を削る)

く。二を削る部分、同条第二項第三号中「第九十一條第四号若しくは第五号(第四号に係る部分に限る。)、第九十一條の二第一号」を削る部分(第九十一條の二第一号に係る部分を除く。))及び第九十五條第三項中「前項」を「第二項」に改め、同条第二項の次に二項を加える部分を除く。並びに附則第九條、第十四條、第十六條から第十九條まで及び第二十條第一項の規定、附則第二十一條中農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)第七十二條の八の二及び第七十三條の二十四の改正規定並びに附則第二十三條及び第二十四條の規定は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

(排除措置に関する経過措置)

第二条 改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下「旧私独占禁止法」という。))第二條第九項各号に該当する行為であつて、施行日前に既になくなつてゐる行為を排除するために必要な措置については、なお従前の例による。

2 旧私独占禁止法第二條第九項各号に該当する行為であつて、施行日前に開始され、施行日以後になくなつた行為のうち施行日前に係るものを排除するために必要な措置については、なお従前の例による。

3 旧私独占禁止法第二條第九項各号に該当する行為であつて、施行日前に開始され、施行日以後も行われてゐる行為のうち施行日前に係るものを排除するために必要な措置については、なお従前の例による。

第三条 この法律の施行の際その行為がなくなつた日から三年を経過してゐる違反行為については、改正後の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下「新私独占禁止法」という。))

第七條第二項(新独占禁止法第八條の二第二項及び第二十條第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定にかかわらず、新独占禁止法第七條第二項に規定する措置を命ずることができない。

(課徴金に関する経過措置)

第四條 この法律の施行の際その実行期間(旧独占禁止法第七條の二第一項(同条第二項及び旧独占禁止法第八條の三において読み替えて準用する場合を含む。))に規定する実行期間をいう。の終了した日から三年を経過している旧独占禁止法第七條の二第二項若しくは第二項又は第八條の三に規定する違反行為については、新独占禁止法第七條の二第二十七項の規定にかかわらず、課徴金の納付を命ずることができない。

第五條 新独占禁止法第七條の二第四項又は第二十五條の二から第二十條の六までに規定する違反行為についてこれらの規定による課徴金の納付を命ずる場合において、当該違反行為が施行日前に開始され、施行日以後になくなったものであるときは、当該違反行為のうち施行日前に係るものについては、課徴金の納付を命ずることができない。

第六條 新独占禁止法第七條の二第一項の規定により課徴金の納付を命ずる場合において、当該事業者が同条第八項各号に規定する行為に相当する行為をし、かつ、施行日前に既に当該行為がなくなっている場合における当該行為に係る違反行為についての課徴金の額の計算については、同項及び同条第九項の規定を適用しない。

2 新独占禁止法第七條の二第一項の規定により課徴金の納付を命ずる場合において、当該事業者が同条第八項各号に規定する行為に該当する行為をした場合(施行日以後にした場合に限

る。))における当該行為に係る違反行為のうち施行日前に係るものについての課徴金の額の計算については、同項及び同条第九項の規定を適用しない。

3 新独占禁止法第七條の二第二十四項の規定は、旧独占禁止法第七條の二第二項若しくは第二項に規定する違反行為をした事業者(会社以外の法人に限る。))が施行日前に合併により消滅した場合における合併後存続し、又は合併により設立された法人及び当該違反行為をした事業者(会社に限る。))が施行日前に合併により消滅した場合における合併後存続し、又は合併により設立された会社以外の法人については、適用しない。

4 新独占禁止法第七條の二第二十五項(新独占禁止法第二十條の七において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定は、施行日以後に新独占禁止法第七條の二第二項、第二項若しくは第四項又は第二十條の二から第二十條の六までに規定する違反行為に係る事件について新独占禁止法第四十七條第一項第四号に掲げる処分又は新独占禁止法第二百二條第一項に規定する処分が行われた場合(当該処分が行われなかったときは、当該違反行為について新独占禁止法第五十條第六項において読み替えて準用する新独占禁止法第四十九條第五項の規定による通知(以下「事前通知」という。))が行われた場合)における新独占禁止法第七條の二第二十五項に規定する特定事業承継子会社等について適用する。

(審決及び納付命令に関する経過措置)
第七條 新独占禁止法第七條の二第一項(同条第二項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。))又は第四項の規定に

より課徴金の納付を命ずる場合において、当該事業者が、同条第一項、第二項又は第四項に規定する違反行為に係る事件について新独占禁止法第四十七條第一項第四号に掲げる処分又は新独占禁止法第二百二條第一項に規定する処分が最初に行われた日からさかのぼり十年以内(当該処分が行われなかったときは、当該事業者が当該違反行為について事前通知を受けた日からさかのぼり十年以内)に、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(平成十七年法律第三十五号)による改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下「平成十八年一月改正前独占禁止法」という。))第七條の二第二項の規定による命令を受けたことがあるとき(当該命令についての審判手続の開始を請求することなく平成十八年一月改正前独占禁止法第四十八條の二第五項に規定する期間を経過している場合に限る。))又は平成十八年一月改正前独占禁止法第五十四條の二第二項の規定による審決を受けたことがあるとき(当該審決が確定している場合に限る。))は、当該命令又は審決を新独占禁止法第七條の二第一項の規定による命令であつて確定しているものとみなして、同条第七項及び第九項の規定を適用する。

2 新独占禁止法第七條の二第七項及び第九項の規定は、同条第四項の規定により課徴金の納付を命ずる場合において、当該事業者が、当該違反行為に係る事件について新独占禁止法第四十七條第一項第四号に掲げる処分又は新独占禁止法第二百二條第一項に規定する処分が最初に行われた日からさかのぼり十年以内(当該処分が行われなかったときは、当該事業者が当該違反行為について事前通知を受けた日からさかのぼり

十年以内)に、旧独占禁止法第七條の二第六項第一号に規定する命令、通知若しくは審決又は同項第二号に規定する命令、通知若しくは審決を受けたことがある者である場合における当該課徴金の額の計算についても、適用する。

(審決及び排除措置命令に関する経過措置)
第八條 新独占禁止法第二十條の二の規定の適用については、当該事業者が、同条に規定する違反行為に係る事件について新独占禁止法第四十七條第一項第四号に掲げる処分が最初に行われた日からさかのぼり十年以内(当該処分が行われなかったときは、当該事業者が当該違反行為について事前通知を受けた日からさかのぼり十年以内)に、平成十八年一月改正前独占禁止法第十九條の規定に違反する行為(新独占禁止法第二十九條第一号に規定する行為に相当するものに限る。))について平成十八年一月改正前独占禁止法第四十八條第四項、第五十三條の三若しくは第五十四條の規定による審決を受けたことがあるとき(当該審決が確定している場合に限る。))又は旧独占禁止法第十九條の規定に違反する行為(新独占禁止法第二十九條第一号に規定する行為に相当するものに限る。))について旧独占禁止法第二十條の規定による命令を受けたことがあるとき(当該命令が確定している場合に限る。))若しくは旧独占禁止法第六十六條第四項の規定による審決(原処分の全部を取り消す場合のものに限る。))を受けたことがあるとき(当該審決が確定している場合に限る。))は、当該審決又は命令を新独占禁止法第二十條の二の規定による命令であつて確定しているものとみなす。

2 新独占禁止法第二十條の三の規定の適用については、当該事業者が、同条に規定する違反行

2 条の二第七項又は第十六条第六項において読み替えて準用する場合を含む。の規定により短縮された期間を経過していないものについては、なお従前の例による。

施行日から起算して三十日を経過するまでに合併、共同新設分割、吸収分割又は事業等の譲受け（以下この項において「合併等」という。）をしようとする場合において、この法律の施行の際現に旧独占禁止法第十五条第二項（同条第四項において読み替えて準用する場合を含む。）、第十五条の二第二項若しくは第三項（これらの規定を同条第六項において読み替えて準用する場合を含む。）又は第十六条第二項（同条第五項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により当該合併等に関する計画を届け出なければならぬとされていなかったときについては、なお従前の例による。

（共同株式移転に関する経過措置）

第十二条 新独占禁止法第十五条の三第二項及びび同条第三項において読み替えて準用する新独占禁止法第十条第八項の規定は、施行日から起算して三十日を経過した日前行う共同株式移転等については、適用しない。

（合併又は分割の無効の訴えに関する経過措置）

第十三条 施行日前に旧独占禁止法第十五条第二項（同条第四項において読み替えて準用する場合を含む。）及び第五項又は第十五条の二第二項及び第三項（これらの規定を同条第六項において読み替えて準用する場合を含む。）並びに同条第七項において読み替えて準用する旧独占禁止法第十五条第五項の規定に違反して会社が合併、共同新設分割又は吸収分割をしたときにおける合併、共同新設分割又は吸収分割の無効の訴えについては、なお従前の例による。

(利害関係人の閲覧謄写請求手続に関する経過措置)

第十四条 附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日前に旧独占禁止法第七十条の十五の規定によりされた事件記録の閲覧又は謄写の求めに対する処分については、なお従前の例による。

(文書提出命令の特則についての経過措置)

第十五条 新独占禁止法第八十三条の四から第十三条の七までの規定は、施行日以後に提起された訴えについては、適用し、施行日前に提起された訴えについては、なお従前の例による。

(求意見制度についての経過措置)

第十六条 新独占禁止法第八十四条第一項の規定は、附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日以後に提起された私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第二十五条の規定による損害賠償に関する訴えについて適用し、同日前に提起された同条の規定による損害賠償に関する訴えについては、なお従前の例による。

2 新独占禁止法第八十四条第二項において準用する同条第一項の規定は、附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日以後に提起された訴えにおいて相殺のために裁判上主張された私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第二十五条の規定による損害賠償の請求について適用し、同日前に提起された訴えにおいて相殺のために裁判上主張された同条の規定による損害賠償の請求については、なお従前の例による。

(処分、手続等に関する経過措置)

第十七条 この法律(附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。次条において

同じ。)の施行前に旧独占禁止法又はこれに基づく命令の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、新独占禁止法又はこれに基づく命令の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、新独占禁止法又はこれに基づく命令の相当の規定によつてしたものとなす。

(罰則に関する経過措置)

第十八条 この法律の施行前にした行為及び附則第九条から第十一条までの規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十九条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第二十条 政府は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の審判手続に係る規定について、全面にわたつて見直すものとし、平成二十一年度中に検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新独占禁止法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新独占禁止法の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(農業協同組合法の一部改正)

第二十一条 農業協同組合法の一部を次のように改正する。

第十一条の四十七第一項第七号及び第十一條の四十九第一項第五号中「第九条第五項第一号」を「第九条第四項第一号」に改める。

第七十二条の八の二及び第七十三条の二十四中「第八条第一項第一号」を「第八条第一号」に改める。

(金融商品取引法等の一部改正)

第二十二条 次に掲げる法律の規定中「第九条第五項第一号」を「第九条第四項第一号」に改める。

一 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二十九条の四第一項第五号二及び第五十六号の二第一項

二 消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百号)第五十三号の十八第一項第二号

三 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第八十七条の三第一項第七号及び第八号の三第一項第六号

四 協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第八十三号)第四条の二第一項第三号

五 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第五十四号の二十一第一項第三号

六 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第八十七号)第十六号の二の四第一項

七 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第一百一条第一項第五号ホ

八 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)第五十八号の三第一項第三号

九 保険業法(平成七年法律第五十五号)第二条第十六項

十 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第七十二条第一項第十号

十一 信託業法(平成十六年法律第五十四号)第五条第二項第九号

十二 株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)第三十九号第一項第八号

(損害保険料率算出団体に関する法律の一部改正)

第二十三条 損害保険料率算出団体に関する法律(昭和二十三年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第七条の三中「第八条第一項」を「第八条」に、「前条第一項」を「第七条の二第一項」に改める。

(中小企業等協同組合法等の一部改正)

第二十四条 次に掲げる法律の規定中「第八条第一項第一号」を「第八条第一号」に改める。

一 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)第七十五号の二

二 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成十二年法律第二百二十七号)第十條

三 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成十四年法律第一号)第二條第四項

(下請代金支払遅延等防止法の一部改正)

第二十五条 下請代金支払遅延等防止法(昭和三十一年法律第二百十号)の一部を次のように改正する。

第八条中「第二十条の下に」及び「第二十条の六」を加える。

(銀行法の一部改正)

第二十六条 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第十二項中「第九条第五項第一号」を「第九条第四項第一号」に改める。

第三十条第四項中「営業」を「事業」に改める。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第二十七条 私的独占の禁止及び公正取引の確保

に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

附則第五条第一項中「新法第五十条第六項」を「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律(平成二十一年法律第 号)による改正後の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下この条並びに附則第七条及び第八条において「新独占禁止法」という。)(第五十条第六項)に、「新法第四十九条第五項」を「新独占禁止法第四十九条第五項」に、「施行日前に開始」を「平成十八年一月四日前に開始」に、「施行日以後」を「同日以後」に、「施行日前に係る」を「同日以前に係る」に改め、同条第二項中「新法」を「新独占禁止法」に、「施行日前に開始」を「平成十八年一月四日前に開始」に、「施行日以後」を「同日以後」に、「施行日前に係る」を「同日以前に係る」に改め、同条第三項中「新法」を「新独占禁止法」に、「施行日」を「平成十八年一月四日」に改め、同条第四項中「新法第七條の二第十四項本文」を「新独占禁止法第七條の二第十九項本文」に、「施行日以後」を「平成十八年一月四日以後」に、「施行日前」を「同日以前に改め、同条第五項中「新法第七條の二第十四項ただし書」を「新独占禁止法第七條の二第十九項ただし書」に、「から第六項まで、第八項若しくは第九項」を「から第九項まで、第十一項若しくは第十二項」に改め、同条第六項中「新法」を「新独占禁止法」に改める。

附則第六条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

第六条 削除

附則第七条の前の見出しとして「審決及び納付命令に関する経過措置」を付する。

附則第七条第三項中「施行日」を「平成十八年一月四日」に、「新法」を「新独占禁止法」に、「第三項」を「第五項」に改める。

附則第八条中「施行日」を「平成十八年一月四日」に、「新法」を「新独占禁止法」に改める。

理 由

公正かつ自由な経済社会を実現するために競争政策の積極的展開を図ることが必要であることにかんがみ、他の事業者の事業活動を排除することによる私的独占及び一定の不正な取引方法に対する課徴金制度の導入、企業結合に係る届出制度の見直し、罰則の引上げ等の所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、平成十七年独占禁止法改正の施行後における見直しの結果、公正かつ自由な競争の促進を図る観点から、他の事業者を排除することによる私的独占、一定の不正な取引方法等に対する課徴金制度の導入、企業結合に係る届出制度の見直し等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 課徴金制度の見直し

課徴金の適用対象として、排除型私的独占、不当廉売及び優越的地位の濫用等の一定の不正な取引方法を追加すること。また、不当な取引制限において、主導的な役割を果たした事業者に対して課徴金算定率を加重する措置を設けること。

2 課徴金減免制度の見直し
減額対象事業者数を拡大するとともに、企業グループ内の事業者による共同申請を認めること。

3 課徴金納付命令等の見直し

違反行為がなくなつてからも課徴金納付命令等を行うことのできる期間の上限を三年から五年に延長すること。また、違反行為に係る事業を引き継いだ承継会社等に対しても課徴金の納付等を命ずることができるよう規定の整備を行うこと。

4 企業結合規制の見直し

会社の株式取得について、事前届出制度を導入すること。また、企業結合の届出基準について、国内売上高によるものに改めるとともに、株式取得に係る届出閾値を三段階から二段階に簡素化すること。

5 不正な取引方法に係る差止訴訟における文書提出命令の特則の導入

侵害行為の立証に必要な書類について、その所持者において提出を拒むことに正当な理由があるときを除き、裁判所が提出を命ずることができるようになること。

6 その他

事業者団体届出制度の廃止、外国競争当局への情報提供に係る規定の整備、審判手続に係る事件記録の閲覧・謄写請求に係る規定の整備、不当な取引制限の罪に対する懲役刑の引上げ等所要の措置を講ずること。

7 施行期日等

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとし、この法律の施行に伴う所要の経過措置等について

規定すること。併せて、審判手続に係る規定について、全面にわたつて見直すものとし、平成二十一年度中に検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

二 議案の可決理由

本案は、公正かつ自由な競争の促進を図るための措置として妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

平成二十一年四月二十四日

経済産業委員長 東 順治

衆議院議長 河野 洋平殿

〔別紙〕

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

最近の急激な経済情勢の変化に伴い、かつてなく中小企業者や下請事業者の利益が不当に害されるおそれが高まっていることにかんがみ、市場における公正な競争秩序を確保するため、政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 審判手続に係る規定については、本法附則において、全面にわたつて見直すものとし、平成二十一年度中に行う検討の結果所要の措置を講ずることとされているが、検討の結果として、現行の審判制度を現状のまま存続することや、平成十七年改正以前の事前審判制度へ戻すことのないよう、審判制度の抜本的な制度変更を行うこと。

二 公正取引委員会が行う審尋や任意の事情聴取

等において、事業者側の十分な防御権の行使を可能とするため、諸外国の事例を参考にしつつ、代理人の選任・立会い・供述調書の写しの交付等について、我が国における刑事手続や他の行政手続との整合性を確保しつつ前向きに検討すること。

三 不公正な取引方法に対しては、経済社会状況の変化を踏まえ、構成要件がより明確かつ具体的に示されるよう十分配慮しつつ、課徴金をはじめとする規制措置の積極的な運用を図ること。その際、下請関係を含め大企業者と中小企業者の間における公正な取引の確保及び中小企業者の利益保護に配慮すること。

四 公正取引委員会事務局の人員体制の一層の強化を図り、法曹資格者や経済学の分野において高度な専門知識を有する者等の登用を積極的に進めるとともに、公正取引委員会と関係省庁との緊密な連携体制を確立し、きめ細かく実態の把握に努めつつ、不当廉売や優越的地位の濫用等の問題行為を迅速かつ効果的に取り締まること。

五 不公正な取引方法の差止請求における文書提出命令の特則については、事業者及び国民にその趣旨及び内容の周知徹底を図るとともに、民事訴訟を通じた救済の促進に資するため、当事者の負担軽減に向けた方策の検討を継続すること。

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
〒一〇五―八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目 二番四号 独立行政法人国立印刷局	
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
(本体 一〇円)	本号一部 一五円